政府備蓄米の売渡し等の状況について

1　検査の背景

(1) 米の安定供給等に関する施策の概要

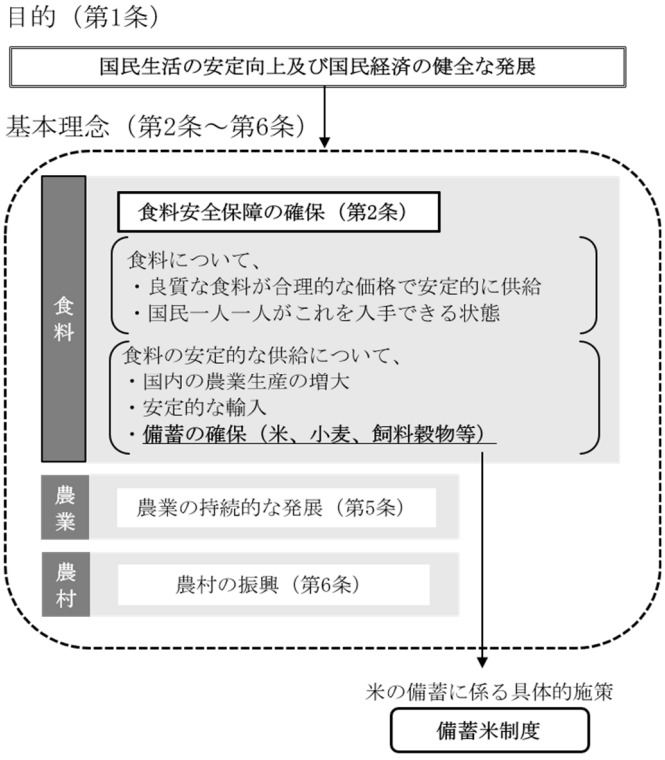
農林水産省は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「基本法」という。）に基づき、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。同省は、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興等の基本法に掲げられた基本理念の実現に向けて、様々な施策を行っている。

令和6年6月施行の食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和6年法律第44号）による改正前の基本法では、基本理念として、食料の安定供給の確保については、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならないとされていた。また、国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならないこととされていた。さらに、国民が最低限度必要とする食料については、凶作等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫するおそれがあるなどの場合においても、国民生活の安定等に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならないとされていた。

これを踏まえて、同省は、主要食糧の一つである米の安定供給の確保等の実現に向けて、政府が買い入れた国内産米穀の備蓄（以下、政府が備蓄のために買い入れて、物品管理法（昭和31年法律第113号）に基づき、国の物品として管理する国内産米穀を「備蓄米」といい、備蓄米に関する制度を「備蓄米制度」という。）、水田活用の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金を活用した経営所得安定対策等の施策を行っている。

その後、6年の基本法の改正により、図表1のとおり、食料の安定供給の確保に代わり、新たに食料安全保障の確保（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。）が基本理念として規定され、将来にわたって、食料安全保障の確保が図られなければならないとされている。また、国民に対する食料の安定的な供給については、これまでと同様に、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行わなければならないこととされている。

図表1　基本法の主な基本理念と備蓄米制度の位置付け



(2) 備蓄米制度の概要等

ア　備蓄米制度の概要

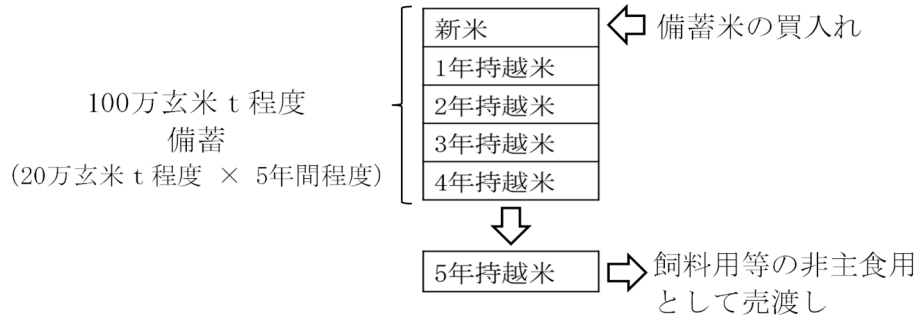
備蓄米制度について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）によれば、政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営、消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保等を図るとともに、米穀の適切な買入れ、売渡し等を行うこととされている。

農林水産省は、食糧法に基づき、毎年、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）において、備蓄運営の基本的な考え方を定めている。具体的には、大凶作や連続する不作等により、米の供給が不足する事態が発生した場合でも、備蓄米により対処することができるよう、毎年6月末時点における適正備蓄水準を100万玄米ｔ(注1)程度とすること、原則として毎年20万玄米ｔ程度の新米について収穫前に買入契約を締結すること、5年間程度備蓄することなどの備蓄米制度の運営に関する事項を定めている。また、大凶作や連続する不作等により、米の供給が不足する事態が発生した場合には、食糧法等に基づき、同省に置かれた食料・農業・農村政策審議会食糧部会（以下「食糧部会」という。）における議論を踏まえて、農林水産大臣が備蓄米を主食用として売り渡すことなどを決定することとなっている。

（注1）　玄米ｔ　　玄米のみの重量をｔ単位で表したものであり、kg単位で表す場合は「玄米kg」を使用する。また、米の重量については、精米のみの重量を表す場合のほか、精米に玄米が一部含まれる重量を表す場合もあるが、本件では、これらを区別せず、単に「ｔ」又は「kg」を使用する。

一方、米の供給が不足する事態が発生しない場合には、図表2のとおり、同省は、買入れから5年程度経過した備蓄米を、飼料用等の非主食用として売り渡すこととなっている。

図表2　備蓄米制度の概要（米の供給が不足する事態が発生しない場合）



（注）　本図表は、農林水産省が公表している「米をめぐる状況について（令和8年3月）」を基に本院で作成した。

イ　備蓄米の売渡しに係る委託業務

農林水産省は、備蓄米を購入する者（以下「買受者」という。）へ引き渡すまでに必要な保管、販売、運送等（以下、これらを合わせて「備蓄米の売渡し」という。）に係る業務を包括的に民間の事業体に委託している（以下、民間の事業体に委託している業務を「委託業務」といい、委託先である民間の事業体を「受託事業体」という。）。同省は、備蓄米の売渡し等に係る具体的な手続を定めた「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）に基づき、備蓄の円滑な運営を図るなどのために、複数の受託事業体を選定する必要があるとして、一般競争入札により、契約期間を複数年とする政府所有米穀の販売等業務委託契約（以下「委託契約」という。）を複数の受託事業体と締結している。

受託事業体は、基本要領、同省との委託契約書、仕様書等（以下、これらを合わせて「基本要領等」という。）に基づき、備蓄米の売渡しに係る委託業務を実施している。基本要領等における当該委託業務の概要等を示すと、図表3のとおり、委託業務には、保管、買受者への販売、品質確認(注2)（定期点検、カビ確認（以下「メッシュチェック」という。）、カビ毒検査（以下、メッシュチェ

ックとカビ毒検査の両方を表す場合には「メッシュチェック等」という。）等）、運送、廃棄物処理等があり、委託業務に応じて、保管経費、取扱手数料等の経費の科目とその算定方法が定められている。また、受託事業体は、不作等により米穀の供給が不足した場合その他同省から備蓄米の契約方法、売渡方法等を指示された場合には、同省の指示に従い、委託業務を行わなければならないこととなっている。

（注2）　品質確認　　食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に適合した備蓄米を販売、運送等するために実施する取組の一つ

図表3　備蓄米の売渡しに係る委託業務の概要等

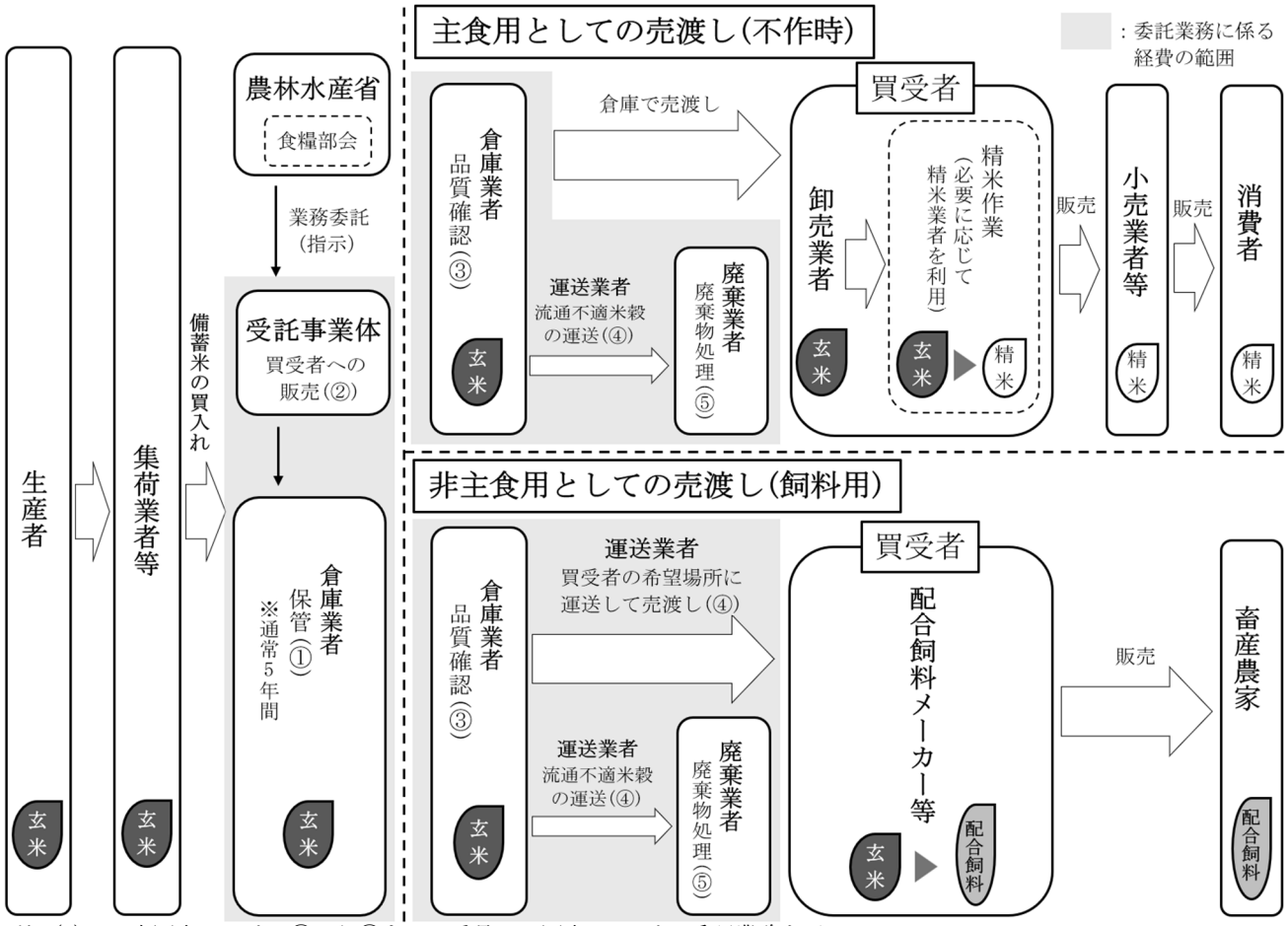
番号	委託業務	委託業務の概要	委託業務に係る経費の算定方法の概要	
			科目	算定方法
①	保管	低温保管が可能な倉庫で、包装形態、注(1)年産、等級等ごとに区分して玄米で保管する。注(2) また、品質確認の一環として備蓄米の異常や品質劣化がないことを確認するため、原則毎日、倉庫の見回りを行うほか、定期的に試料を採取して、水分の測定や重量の計測を行う。	保管経費	実際に保管した期間に応じて、その期間に保管対象となる備蓄米の数量に、保管と倉庫荷役に係る経費に相当する契約単価を乗じて得た額
②	買受者への販売	買受者と売買契約を締結するほか、買受者から事前に備蓄米の売渡代金の納付を受け、農林水産省へ納付する。	取扱手数料	備蓄米の売渡数量と年度末在庫数量の合計数量に、販売と管理の手数料に相当する契約単価を乗じて得た額
③	品質確認	備蓄米の運送前に、フレキシブルコンテナ等で包装されている備蓄米を全て開封し、金属の網に通して、カビ状異物等がないことを目視で確認するなど注(3)メッシュチェックを行い、フレキシブルコンテナに詰め替える。 また、メッシュチェック後に、試料を採取し、分析機関でカビ毒検査を行う。	メッシュチェック荷役経費	メッシュチェックに伴い詰替えなどの荷役を行った備蓄米の数量に、包装形態別に設定されたメッシュチェック荷役の経費に相当する契約単価を乗じて得た額
			カビ毒の分析経費	カビ毒検査に実際に要した費用
④	運送	保管倉庫から備蓄米を運送して引き渡す。	運送経費	備蓄米の運送数量に、運送距離に応じて設定されるなどした運送経費に相当する契約単価を乗じて得た額
⑤	廃棄物処理	メッシュチェック等によりカビ状異物等の混入が確認された流通不適米穀について、廃棄処理を行う。	廃棄物の処理経費	流通不適米穀の廃棄処理のために実際に要した費用

注（1）　「包装形態」とは、備蓄米として買い入れたときの包装形態をいい、主に標準容量が約1ｔのフレキシブルコンテナ又は約30kgの紙袋がある。
注（2）　米が収穫された年
注（3）　農林水産省が別途指示するときは、買受者からメッシュチェックの希望がある場合を除き、行わないことができる。

さらに、備蓄米の買入れから売渡し後の消費者等への流通までの一連の流れ及びその過程における委託業務の位置付けについて、主食用と非主食用（飼料用）とに区分して示すと、図表4のとおり、備蓄米の保管、品質確認等の委託業務は共通しているが、売渡しの対象となる買受者等は異なっている。主食用として売り渡す場合、備蓄米は、売渡し後に、買受者である卸売業者(注3)、米を販売又は使用する小売業者、中食・外食業者等（以下、小売業者、中食・外食業者等を合わせて「小売業者等」という。）を通じて、最終的に消費者に流通する。

（注3）　卸売業者　　集荷業者から米を仕入れて、それを小売業者等に販売する者。必要に応じて玄米を精米にする作業、包装作業等を行う。

図表4　備蓄米の買入れから売渡し後の消費者等への流通までの一連の流れなど



注（1）　本図表における①から⑤までの番号は、図表3における委託業務を示している。
注（2）　主食用としての売渡し（不作時）は、米の供給が不足している地域に備蓄米を迅速に供給するなどのため、原則として、全国的に販売網を有し、かつ、精米能力も有する卸売業者を買受者としている。

ウ　備蓄米制度の運営に係る予算

備蓄米制度の運営に係る予算については、食料安定供給特別会計食糧管理勘定（以下「食糧管理勘定」という。）において経理されており、備蓄米を非主食用として売り渡した際に得られると見込まれる額は歳入の食糧売払代として、主食用米を備蓄米として買い入れるために要すると見込まれる額は歳出の食糧買入費として、委託業務に係る経費として見込まれる額は歳出の米穀販売・管理業務委託費として、それぞれ計上されている。

通常、主食用米の価格は非主食用米の価格を大きく上回っているため、備蓄米制度の運営に係る歳入歳出予算額についてみると、図表5のとおり、5年度から7年度までの間では毎年度、歳出予算額が歳入予算額を500億円以上上回る状況となっていた。

図表5　備蓄米制度の運営に係る歳入歳出予算額

（単位：千円）

（会計名）食料安定供給特別会計

（勘定名）食糧管理勘定

予算	区分	勘定科目	令和5年度	6年度	7年度	計
当初予算	歳入(a)	食糧売払代	8,703,084	11,459,494	11,582,449	31,745,027
	歳出(b)	食糧買入費	48,009,312	50,630,112	56,960,800	155,600,224
		米穀販売・管理業務委託費	12,811,644	13,040,642	14,392,753	40,245,039
		計	60,820,956	63,670,754	71,353,553	195,845,263
	差額(c)=(a)-(b)		△52,117,872	△52,211,260	△59,771,104	△164,100,236
補正予算	歳入(a)	食糧売払代	956,052	△3,305,660	－	△2,349,608
	歳出(b)	食糧買入費	－	－	－	－
		米穀販売・管理業務委託費	－	－	9,529,774	9,529,774
		計	－	－	9,529,774	9,529,774
	差額(c)=(a)-(b)		956,052	△3,305,660	△9,529,774	△11,879,382
合計	歳入(a)	食糧売払代	9,659,136	8,153,834	11,582,449	29,395,419
	歳出(b)	食糧買入費	48,009,312	50,630,112	56,960,800	155,600,224
		米穀販売・管理業務委託費	12,811,644	13,040,642	23,922,527	49,774,813
		計	60,820,956	63,670,754	80,883,327	205,375,037
	差額(c)=(a)-(b)		△51,161,820	△55,516,920	△69,300,878	△175,979,618

注（1）　食糧売払代、食糧買入費及び米穀販売・管理業務委託費には、主食用米のほか、飼料用等の非主食用米に係る金額も含まれている（以下、図表25～29において同じ。）。

注（2）　食糧売払代について、例年、備蓄米を飼料用として売り渡す場合、買入価格から8割程度減少した価格で売り渡されている。

(3) 主食用米の小売価格等の状況を踏まえた6年以降の農林水産省の対応等

ア　主食用米の小売価格等の状況を踏まえた6年以降の農林水産省の対応

農林水産省は、スーパーマーケット等で小売業者が消費者に販売した主食用米の販売数量、販売価格（以下、小売業者から消費者に対する米の販売価格を「小売価格」という。）等のデータを民間事業者から購入している。また、同省は、主食用米のデータを、特定の産地、品種等による単一の銘柄で販売される銘柄米と、複数の産地、品種等の原料米を混ぜ合わせて販売される複数原料米等に(注4)区分し、これらの販売数量及び小売価格の推移を毎週公表している。これらのデータによると、銘柄米及び複数原料米等の販売数量の割合は、銘柄米が約8割、複数原料米等が約2割であり、主食用米の流通量の多くは銘柄米が占めている。

同省は、銘柄米及び複数原料米等の小売価格を加重平均した主食用米の小売価格の推移も公表しており、これによると、主食用米の小売価格は、6年3月までは2,000円/5kg程度で推移していた。その後、主食用米の小売価格は上昇傾向に転じ、8月頃には南海トラフ地震臨時情報の発表や台風の接近に伴う主食用米の購入量の増加により品薄状態となったことなどを契機として、その上昇傾向が強まり、7年1月には3,600円/5kg程度となっていた（以下、本文に記載している金額は、3(1)を除き、税込価格である。）。

(注4)　農林水産省の主食用米のデータにおける「複数原料米等」は、複数の産地、品種等の原料米を混ぜ合わせた複数原料米（いわゆるブレンド米）、企業のプライベートブランド商品等を含めたものであり、令和7年3月以降は、備蓄米も含めたものとなっている。

このように市場における米の不足感等を契機として小売価格が上昇し、国民の不安が高まっている状況を踏まえ、同省は、7年産の備蓄米の買入れについて、例年では1月頃に実施する入札を3月以降に延期することを、7年1月に決定した。

また、同省が1月に、その時点における6年産の主食用米の流通状況を調査した結果、679万玄米ｔの主食用米の生産量に対し、536万玄米ｔの主食用米が市場へ供給されていること、及びこのうち237万玄米ｔの主食用米は同省が把握していない流通経路を経由して供給されていたことが判明した。同省は、上記の調査結果を踏まえ、主食用米の需要量の見通し（674万玄米ｔ）に対し、主

食用米の生産量に不足は生じていないと認識しつつも、主食用米の流通に、流通経路の多様化による支障が生じているとした。このため、同省は、不作等により米の供給が不足する事態が発生した場合に限らず、主食用米の円滑な流通に支障が生ずる場合にも備蓄米を主食用として売り渡すことができるよう、同月に基本指針を変更した。

その後、同省は、市場における米の不足感に対応するために、主食用米の流通の円滑化を図ることで結果として価格の安定を図ることを目的として、集荷業者に対して5、6両年産の備蓄米を主食用として売り渡す一般競争入札による買戻し条件付売渡し（以下「一般競争入札による売渡し」といい、この方法により売り渡された備蓄米を「入札米」という。）を3月3日から開始した。また、3月以降に延期することとしていた7年産の備蓄米の買入れについては、備蓄米の売渡しと買入れを同時に行うことによる政策効果の低減等を念頭に、需給状況が整うまで当面の間延期することを、同月に決定した。

しかし、5月上旬時点においても、依然として市場における米の不足感があり、また、主食用米の小売価格が前年同時期の約2倍の4,300円/5kg程度で高止まりしていたことから、国民の不安が解消されていない状況となっていた。そこで、同省は、延期していた7年産の備蓄米の買入れを中止するとともに、備蓄米を安価で安定的に消費者へ供給することを目的として、これを迅速に実施するために、小売業者等に対して3、4両年産の備蓄米を主食用として売り渡す随意契約による売渡し（以下「随意契約による売渡し」といい、この方法により売り渡された備蓄米を「随契米」という。）を5月26日から開始した。

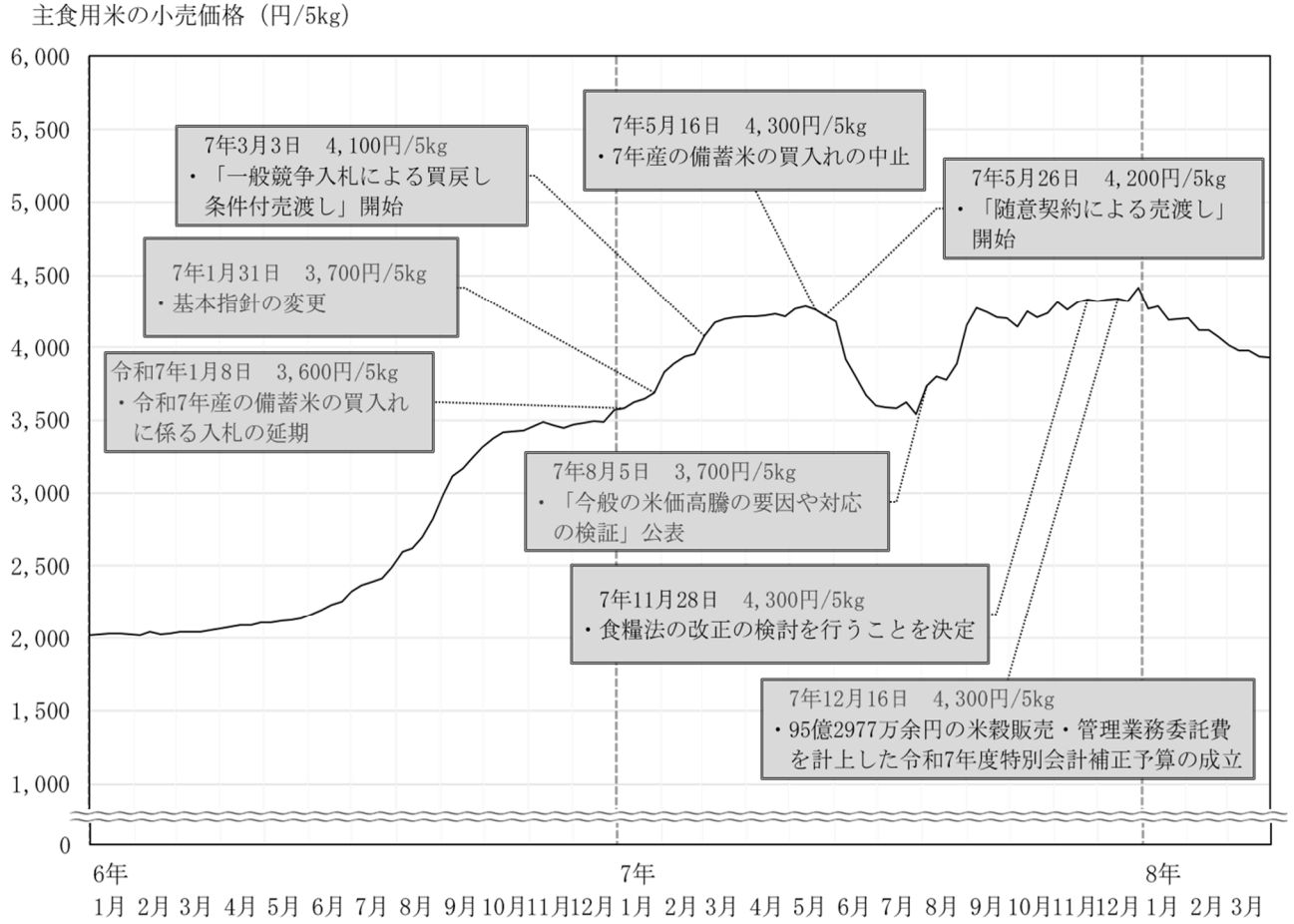
また、同省は、今般の備蓄米の売渡しを実施する中で、6月に開催された米の安定供給等実現関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）での議論を受けて、米の流通実態を再度調査し、6年産の主食用米の市場への供給量を536万玄米ｔから586万玄米ｔに修正するなどした後、8月に「今般の米価高騰の要因や対応の検証」を公表した。この中で、同省は、主食用米の生産量に不足は生じていないとする認識を改め、今般の米価高騰の要因として、需要の見通しを誤り、主食用米の需要量（711万玄米ｔ）に対し、主食用米の生産量（679万玄米ｔ）が不足していたこと、同省において主食用米の生産量が足りているとの認識の中で、米の流通実態の把握に消極的であり市場への情報発信や対話も不十分であったこと、不作時に備蓄米を売り渡す考え方の下で売渡時期が遅延したことなどを挙げた。

その後、米の流通実態の把握強化、民間事業者に対して基準量以上の米穀の保有を義務付けるなどする民間備蓄制度の創設等のために、同省において食糧法の改正の検討を進めることが、11月の関係閣僚会議で了承され、同省は、これを行うことを決定した。

12月には、随契米の運送経費に係る追加費用、今般の備蓄米の売渡しにより生じた保管倉庫の空きスペースに係る保管経費に相当する費用（以下「保管経費相当額」という。）等として、95億2977万余円を食糧管理勘定の米穀販売・管理業務委託費に計上した令和7年度特別会計補正予算が成立した。

以上を踏まえ、6年1月以降の主食用米の小売価格の状況と、同省が実施した今般の備蓄米の売渡し等に係る主な対応について、時系列で整理すると、図表6のとおりとなっている。

図表6　主食用米の小売価格の状況と農林水産省の主な対応



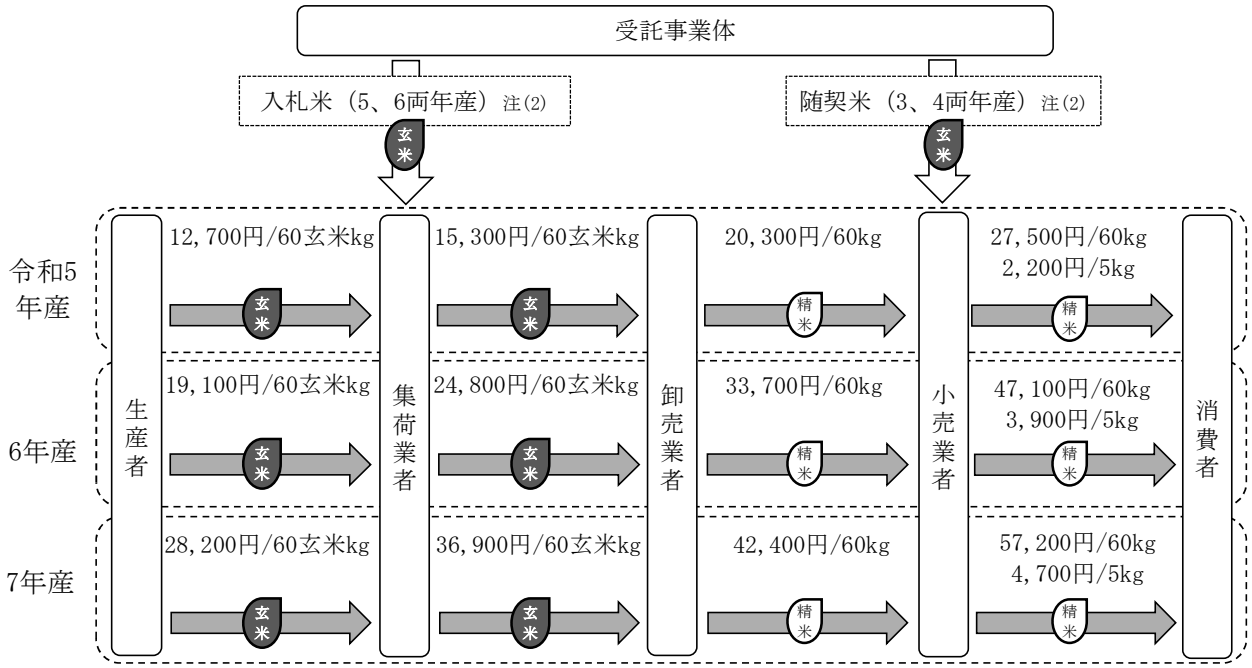
注（1）　本図表の主食用米の小売価格の推移は、主食用米のデータを基に本院で作成した。
注（2）　主食用米の小売価格は、農林水産省の各対応の実施日に最も近い時点の公表値であり、百円未満を四捨五入した税込価格を記載している。

イ　主食用米の流通における各段階の販売価格等と入札米及び随契米の流通経路

主食用米は、通常、生産者から集荷業者、卸売業者、小売業者を経て消費者へと流通しており、川上である集荷業者から川下である小売業者までの各段階で経費及び利益が加えられて消費者へ販売されている。合理的な価格形成に関する取組の一環として農林水産省が7年11月に公表した「米のコスト指標作成のための準備会合（第2回）」の資料を基に、流通における各段階の5、6、7各年産の主食用米の販売価格等の状況を示すと、図表7のとおりであり、このうち、今般の備蓄米の売渡しが実施された7年3月以降に主に流通していた6年産の主食用米の販売価格等については、生産者から集荷業者へは19,100円/60玄米kg、集荷業者から卸売業者へは24,800円/60玄米kg、卸売業者から小売業者へは33,700円/60kg、小売業者から消費者へは47,100円/60kgとなっている。

また、アのとおり、一般競争入札による売渡しと随意契約による売渡しはその目的が異なる。入札米及び随契米それぞれの流通の仕組みについては、図表7のとおりであり、入札米は、市場における米の不足感に対応するために、主食用米の流通の円滑化を図ることで結果として価格の安定を図ることを目的として、流通の川上である集荷業者へ売り渡される。一方、随契米は、備蓄米を安価で安定的に消費者へ供給することを目的としており、これを迅速に実施するために、集荷業者や卸売業者を介さずに流通の川下である小売業者へ売り渡されている。このように、入札米と随契米は売り渡す先が異なっている。

図表7　主食用米の流通における各段階の販売価格等と備蓄米の流通経路



注（1）　本図表は、農林水産省が公表している「米のコスト指標作成のための準備会合（第2回）」（令和7年11月5日開催）の資料を基に本院で作成した。

注（2）　「入札米（5、6両年産）」と「随契米（3、4両年産）」とでは、売り渡す先が異なっていることを示している。

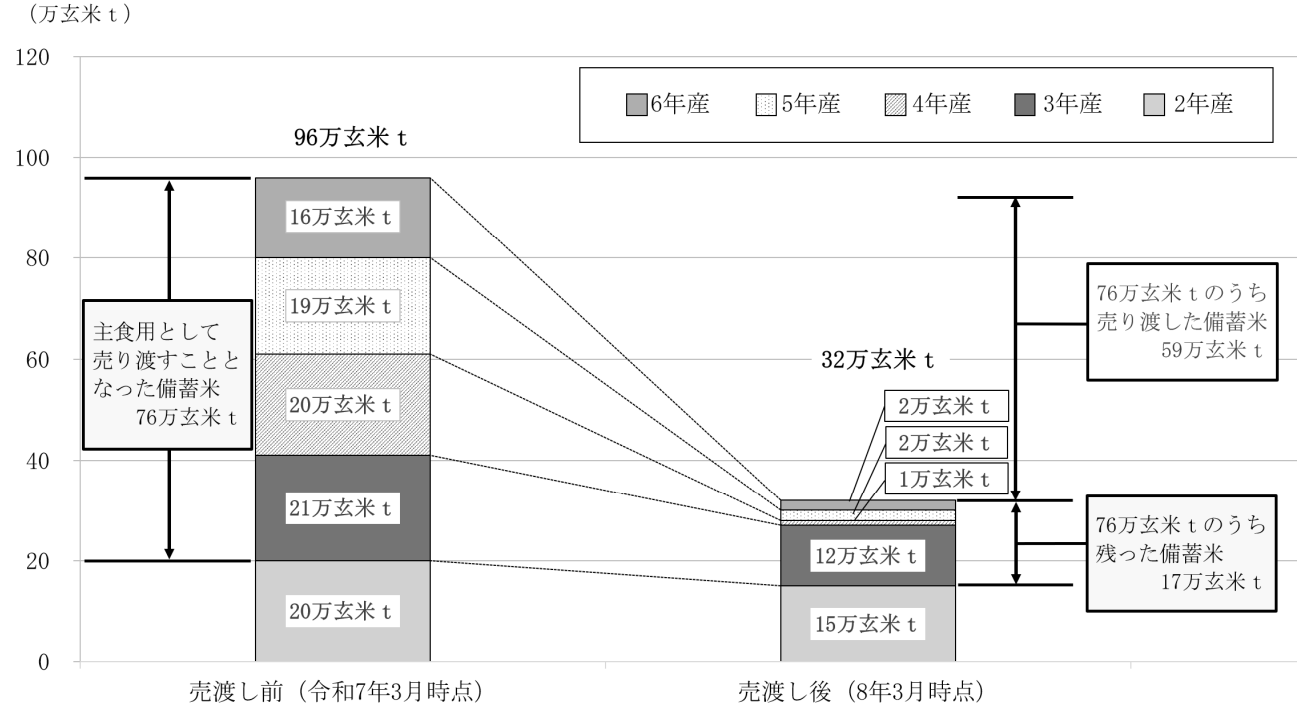
注（3）　流通における各段階の販売価格等は、税込価格となっている。また、小売業者から消費者に対する5kgに係る小売価格は、60kgの表示単位に合わせて百円単位未満を切り捨てている。

ウ　備蓄米の在庫量

備蓄米の在庫量は、7年3月の売渡開始前の時点では、2年産から6年産までの備蓄米で計96万玄米ｔとなっていた。このうち、同月以降に主食用として売り渡すこととなった3年産から6年産までの備蓄米については、農林水産省が3年度から6年度までの間に委託契約を締結した4受託事業体(注5)が委託業務を行っており、売渡開始前の時点においては、4受託事業体で計76万玄米ｔの備蓄米を保管していた。その後、これらの備蓄米を主食用として売り渡すなどした結果、2年産から6年産までの備蓄米の在庫量は、図表8のとおり、売渡し後の8年3月時点には計32万玄米ｔとなっていた。

（注5）　4受託事業体　　ＮＸグループ（ＮＸ商事株式会社、日本通運株式会社）、伊藤忠食糧株式会社、丸紅食料株式会社、株式会社神明

図表8　備蓄米の在庫量



（注）　本図表は、農林水産省が公表している「米をめぐる状況について（令和8年3月）」を基に本院で作成した。

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

今般の備蓄米の売渡しは、国民の食生活の安定に直結する施策であり、主食用米の小売価格が高騰する中、国民の不安を解消するためにも、備蓄米を迅速かつ安定的に供給することが求められ、多額の支出を伴い実施されたものである。

そこで、本院は、正確性、合規性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼するなどして検査した。

ア　備蓄米の売渡しに係る契約手続は、法令等に基づき適正に行われているか。

イ　備蓄米の売渡しは、迅速かつ滞りなく行われているか。また、農林水産省は、そのために受託事業体に対して必要な指示を行っているか。

ウ　備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の決算の状況はどのようになっているか。

エ　随契米の小売価格の状況はどのようになっているか。また、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、農林水産省が7年3月から8年3月までの間に実施した、国の物品である備蓄米の主食用としての売渡しに係る契約、売渡実績、売渡しに伴う決算の状況等を把握するために、備蓄米の5年度から7年度までの間における受払等を対象として、農林水産本省、9地方農政局(注6)等、4受託事業体において、契約書、支出関係書類等を徴するなどして会計実地検査を行うとともに、同省から備蓄米の売渡実績に係る報告資料等の提出を受けて、これを分析するなどして検査した。

（注6）　9地方農政局等　東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局

3　検査の状況

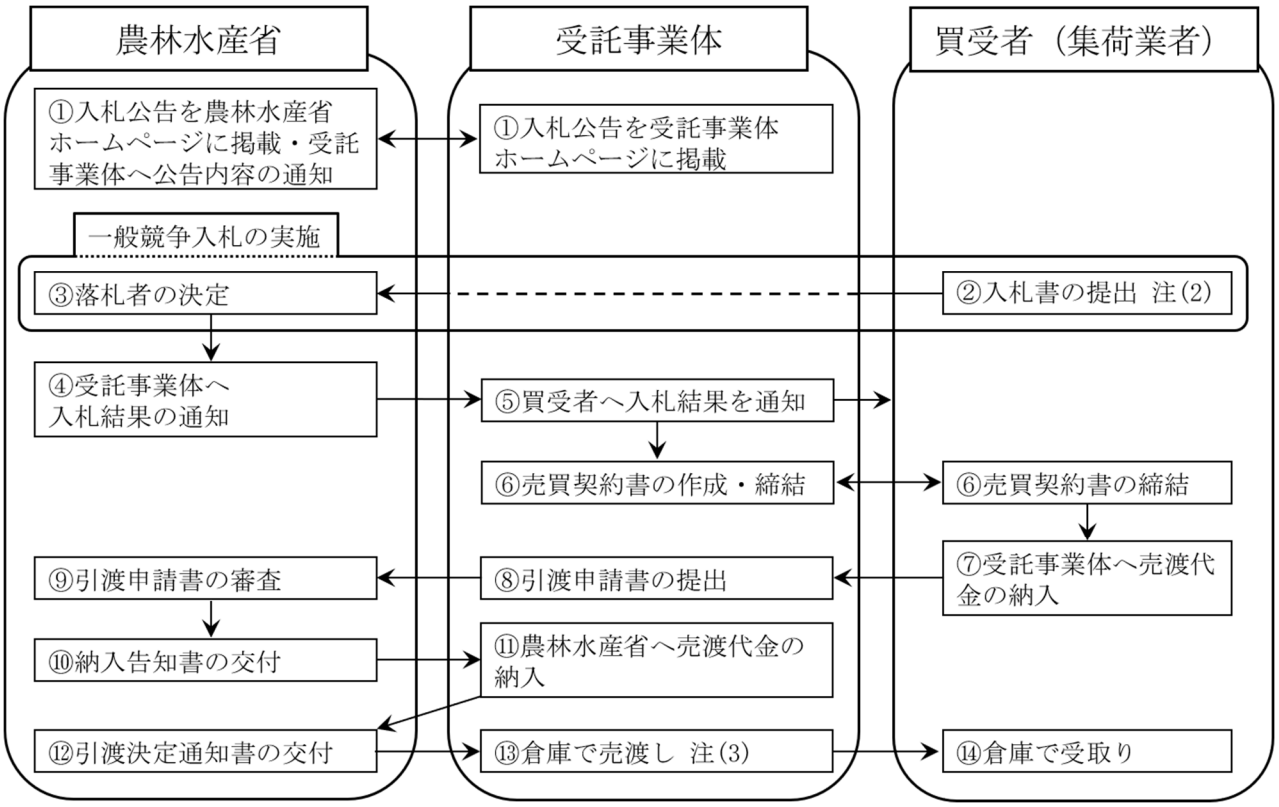
(1) 備蓄米の売渡しに係る契約の締結状況等

今般の備蓄米の売渡しの実施に当たり、農林水産省は、基本要領等のほか、備蓄米が国の物品であることを踏まえて、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等の会計法令に基づく手続を行うために、「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領」（令和7年6農産第4375号。以下「入札米要領」という。）及び「随意契約による政府備蓄米の売渡し要領」（令和7年7農産第992号。以下「随契米要領」という。）を制定している。

ア　一般競争入札による売渡しに係る契約の締結状況等

一般競争入札による売渡しに係る契約手続については、入札米要領等に基づき、図表9のとおり、農林水産省が入札を経て買受者を決定した上で、受託事業体が買受者と売買契約を締結することとなっている。

図表9　一般競争入札による売渡しに係る手続



注 (1)　本図表は、農林水産省が公表している入札米要領等を基に本院で作成した。
注 (2)　買受者は、受託事業体を介さず、農林水産省へ直接、入札書を提出している。
注 (3)　保管倉庫で名義変更のみを行っており、保管倉庫からの運送は行われていない。

同省は、入札米要領において入札参加要件を定めており、売り渡した入札米と同等同量の国内産米穀の買戻しを行うこととしたことから、図表10のとおり、玄米仕入数量及び買戻し条件の誓約を要件とするとともに、販売計画についても要件として設定していた。

図表10　一般競争入札における主な入札参加要件

入札参加要件	内容
玄米仕入数量	食糧法に基づく米穀の仕入数量の報告対象とされている者のうち、直近1年間の仕入数量又は直近3年間の平均仕入数量が5,000玄米ｔ以上の者等
買戻し条件の誓約 注(2)	入札米と同等同量の国内産米穀について、農林水産省が定める期日までに政府が買入れを行うこととする契約を締結することを誓約する者
販売計画	令和7年8月末までの卸売業者、小売業者又は中食・外食業者への販売の計画又は当該販売に係る契約を有する者

注（1）　本図表は、農林水産省が公表している入札米要領を基に本院で作成した。
注（2）　農林水産省は、買戻しについて、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、当初、原則として1年以内に行うとしていたが、主食用米の需給状況等を考慮して、令和7年5月に基本指針を変更し、原則として5年以内に行うこととした。

契約の締結状況等について同省及び受託事業体に確認したところ、一般競争入札による売渡しの入札参加希望者は3回の入札で延べ20者（純計12者）となっていた。同省は、これらの入札参加希望者について審査を行い、このうち、延べ17者（同10者）について入札参加要件を満たしているとしていた。これらの延べ17者（同10者）は、入札公告で示された5、6両年産の備蓄米の在庫状況を踏まえて、希望する入札米の年産、産地、等級、包装形態等を指定して入札に参加し、予定価格以上の入札のうち高い価格から順に、売渡予定数量に達するまで落札者が決定され、いずれの者も買受者となっていた。

一般競争入札による売渡しに係る契約状況を示すと、図表11のとおり、7年3月及び4月に、一般競争入札を計3回実施し、4受託事業体と買受者延べ17者（同10者）との間で計49件の契約（売渡価格計1072億1117万余円）が締結されていた。このうち、売渡数量上位5者の名称、売渡数量等を示すと、図表12のとおりであり、上位1者への売渡数量が、一般競争入札による売渡しにおける売渡数量の94.8%を占めていた。

図表11　一般競争入札による売渡しに係る契約状況

入札公告日	入札実施回	買受者数(者)	契約件数(件)	売渡数量(玄米ｔ) 注(3)	売渡価格(千円) 注(3)、注(4)
第1回（令和7年3月3日）	第1回（3月10日及び12日）	7	19	141,798	49,150,158
第2回（3月19日）	第2回（3月26日及び27日）	4	13	70,340	24,173,500
第3回（4月16日）	第3回（4月23日～25日）	6	17	100,148	33,887,519
計		17(10) 注(2)	49	312,287	107,211,179

注（1）　図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある（以下、図表において同じ。）。
注（2）　「買受者数」欄の括弧書きの「10」は、第1回入札から第3回入札までにおける買受者数の重複を除いた純計である。
注（3）　農林水産省が公表している資料とは作成時点が異なることなどから、当該公表資料の数値と一致しない（以下、図表12及び16において同じ。）。
注（4）　売渡価格は、税抜価格である。

図表12　一般競争入札による売渡しの売渡数量上位5者の名称、売渡数量等

買受者名		売渡数量(玄米ｔ)		売渡価格(千円) 注(2)		売渡しを担当した受託事業体名
上位5者		308,606	(98.8%)	105,827,182	(98.7%)	
	全国農業協同組合連合会	103,101	(33.0%)	36,469,824	(34.0%)	ＮＸグループ
		43,637	(13.9%)	15,971,112	(14.8%)	伊藤忠食糧株式会社
		103,213	(33.0%)	34,550,481	(32.2%)	丸紅食料株式会社
		46,229	(14.8%)	14,661,985	(13.6%)	株式会社神明
	小計	296,181	(94.8%)	101,653,404	(94.8%)	
	全国主食集荷協同組合連合会	2,212	(0.7%)	700,646	(0.6%)	ＮＸグループ
		131	(0.0%)	50,747	(0.0%)	伊藤忠食糧株式会社
		1,425	(0.4%)	531,891	(0.4%)	丸紅食料株式会社
		548	(0.1%)	192,417	(0.1%)	株式会社神明
	小計	4,317	(1.3%)	1,475,702	(1.3%)	
	福井県農業協同組合	2,239	(0.7%)	831,275	(0.7%)	伊藤忠食糧株式会社
		1,980	(0.6%)	490,324	(0.4%)	株式会社神明
	小計	4,219	(1.3%)	1,321,599	(1.2%)	
	株式会社ＫＡＷＡＣＨＯ　ＲＩＣＥ	1,083	(0.3%)	376,746	(0.3%)	ＮＸグループ
		716	(0.2%)	262,135	(0.2%)	丸紅食料株式会社
		200	(0.0%)	67,670	(0.0%)	株式会社神明
	小計	1,999	(0.6%)	706,552	(0.6%)	
	佐賀県農業協同組合	487	(0.1%)	160,885	(0.1%)	ＮＸグループ
		919	(0.2%)	352,185	(0.3%)	伊藤忠食糧株式会社
		195	(0.0%)	68,317	(0.0%)	丸紅食料株式会社
		284	(0.0%)	88,533	(0.0%)	株式会社神明
	小計	1,887	(0.6%)	669,922	(0.6%)	
上位5者以外の5者計		3,681	(1.1%)	1,383,997	(1.2%)	
10者合計		312,287	(100.0%)	107,211,179	(100.0%)	

注（1）　括弧書きの数値は、一般競争入札による売渡しの全体の売渡数量31.2万玄米ｔ及び売渡価格1072億1117万余円に占める売渡数量及び売渡価格の割合である。
注（2）　売渡価格は、税抜価格である。

イ　随意契約による売渡しに係る契約の締結状況等

1(3)アのとおり、農林水産省は、7年5月上旬時点で、依然として市場における米の不足感があるなどして国民の不安が解消されていない状況を踏まえて、新たに備蓄米を安価で安定的に消費者へ供給することを目的として、これを迅速に実施するために、小売業者等を対象とし、買戻し条件を付さないこととして、5月26日から、随意契約による売渡しを実施していた。

随意契約による売渡しの実施に当たり、同省は、一般競争入札による売渡しでは、予定価格以上での入札のうち高い価格から順に落札され、売り渡されることとなることから、備蓄米を安価で消費者へ供給することが困難であるとしていた。そこで、同省は、備蓄米を安価で消費者へ供給するために、小売業者等を売渡しの対象にするなどして、随意契約による売渡しを行う必要があるとして、関係省庁と協議した上で、今般の随意契約が、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当すると整理していた。

また、同省は、今般の備蓄米の売渡しが国民の高い関心を集めていることから、できる限り公正性及び透明性の高い形で備蓄米の売渡しを実施する必要があるとして、備蓄米として買い入れたときの取得価格を基に、主食用米の市場の需給状況、経年による品質評価等を踏まえて算定した額を売渡単価として、図表13のとおり、年産別、等級別にあらかじめ設定し、公表していた。さらに、同省は、売渡しを希望する者に対して、申込書類において売渡しを希望する年産を指定できることとしていた一方、産地、等級、包装形態等は指定できないこととしていた。

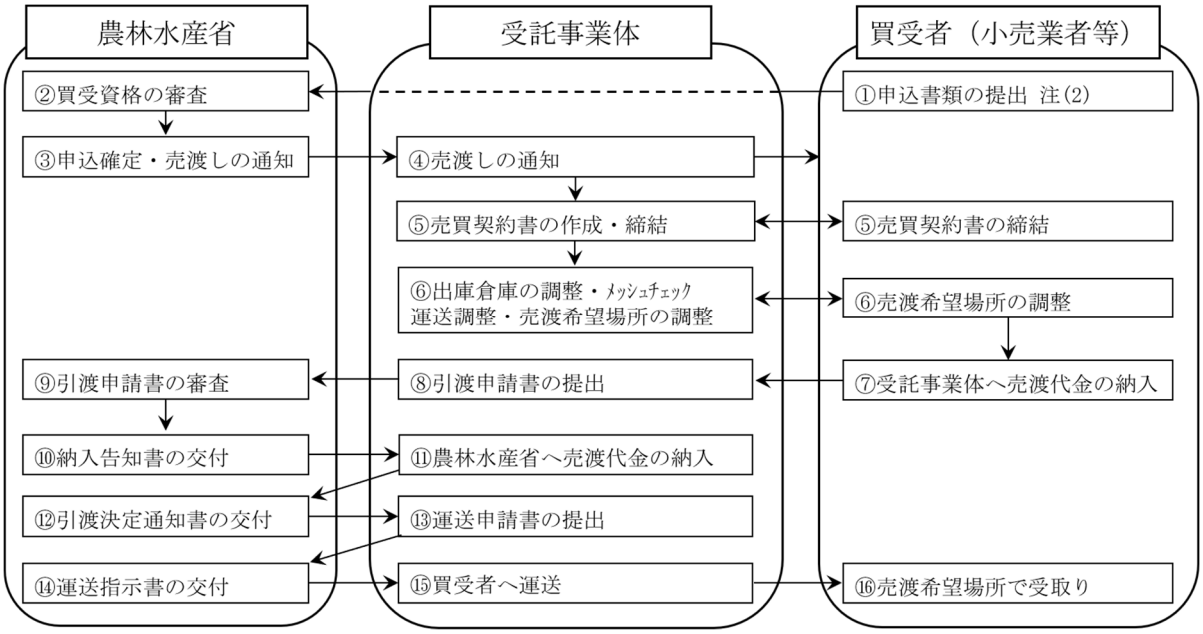
図表13　随意契約による売渡しの年産別、等級別の売渡単価

年産＼等級	1等級	2等級	3等級
令和3年産	10,080円/60玄米kg	9,780円/60玄米kg	8,780円/60玄米kg
4年産	11,010円/60玄米kg	10,710円/60玄米kg	9,710円/60玄米kg

注（1）　本図表は、農林水産省が公表している随意契約による売渡しに係る資料を基に本院で作成した。
注（2）　本図表の売渡単価は、税抜価格である。

随意契約による売渡しに係る契約手続については、随契米要領等に基づき、図表14のとおり、同省が小売業者等の買受申込者から提出された申込書類に基づき審査し、買受資格を有すると認められる小売業者等を買受者として決定した上で、受託事業体が買受者と売買契約を締結することとなっている。また、買受申込者からの申込みは、売渡予定数量に達するまで受け付けることとなっており、同省は、申込書類に記載された数量、買受申込者の米穀の取扱実績等を踏まえて、買受者ごとに売渡数量を決定していた。

図表14　随意契約による売渡しに係る手続



注（1）　本図表は、農林水産省が公表している随契米要領等を基に本院で作成した。
注（2）　買受者は、受託事業体を介さず、農林水産省へ直接、申込書類を提出している。

また、同省は、買受申込者の区分ごとに買受資格を定めており、その主な区分は、図表15のとおり、大手小売業者、中小小売業者及び米穀小売店等となっていた。同省は、随意契約による売渡しに当たり、買戻し条件を付さなかったことについては、年間の玄米の仕入数量が比較的少ない小売業者等を買受者としていることから、買戻し条件を付することは現実的ではないと考えたためとしている。

図表15　随意契約における主な買受資格

買受申込者の区分		買受資格 注(2)	第1回	第2回	第3回	第4回
小売業者	大手小売業者	年間10,000ｔ以上の米穀の取扱実績又は取扱見込みを有する者	○		○	
	中小小売業者	年間1,000ｔ以上10,000ｔ未満の米穀の取扱実績又は取扱見込みを有する者		○	○	
	米穀小売店	精米能力を有する者であって、農林水産省が認める小売業者		○	○	
中食、外食、給食業者	中食業者	日持ちしない食料品（弁当、惣菜等）を不特定多数の者に販売する業者				○
	外食業者	設備を設けて飲食させる施設において食料品（調理品等）を不特定多数の者に提供する業者				○
	給食業者	病院・学校・社会福祉などの施設・事業所において食料品（調理品等）を提供する給食の事業を営む者				○

注（1）　本図表は、農林水産省が公表している随契米要領を基に本院で作成した。
注（2）　随意契約による売渡しは、一般競争入札による売渡しと異なり、玄米だけでなく、精米を取り扱っている業者も対象となっている。

契約の締結状況等について同省及び受託事業体に確認したところ、随意契約による売渡しの買受申込者数は、4回の申込みで延べ1,072者（純計869者）となっていた。同省は、これらの申込みについて、申込書類に記載された数量、買受申込者の米穀の取扱実績等を踏まえて審査を行い、このうち、延べ897者(注7)（同741者）を、買受資格を有すると認められるとして買受者に決定するとともに、売渡数量を決定していた。これを受けて、4受託事業体は、同省が買受者に決定した延べ897者（同741者）との間で計883件の契約（売渡価格計497億0649万余円）を締結していた。随意契約による売渡しの買受者について、区分別の売渡数量上位5者の名称、売渡数量等を示すと、図表16のとおりであり、買受者に占める大手小売業者の割合は、買受者の純計741者のうち63者で8.5％であった。一方、売渡数量は、27.9万玄米ｔのうち21.7万玄米ｔを占めており、その割合は77.8％と大部分を占めていた。

（注7）　契約締結前に申込みを取り下げるなどした者は含まれていないため、農林水産省の公表資料とは数値が一致しない。

図表16　随意契約による売渡しの買受者の区分別の売渡数量上位5者の名称、売渡数量等

区分	買受者名	売渡数量(玄米ｔ)		売渡価格(千円) 注(2)		売渡しを担当した受託事業体名
大手小売業者	株式会社コスモス薬品	20,029	(7.1%)	3,658,088	(7.3%)	株式会社神明
	イオン商品調達株式会社	20,003	(7.1%)	3,671,204	(7.3%)	株式会社神明
	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	14,036	(5.0%)	2,537,004	(5.1%)	伊藤忠食糧株式会社、株式会社神明
	株式会社サンドラッグ	12,874	(4.6%)	2,336,549	(4.7%)	伊藤忠食糧株式会社
	オーケー株式会社	10,553	(3.7%)	1,900,750	(3.8%)	ＮＸグループ
	小計	77,497	(27.6%)	14,103,598	(28.3%)	
	上位5者以外の58者計(7.8%)	140,279	(50.1%)	25,205,907	(50.7%)	
	63者計(8.5%)	217,776	(77.8%)	39,309,505	(79.0%)	
中小小売業者	株式会社ローソン	1,229	(0.4%)	206,478	(0.4%)	ＮＸグループ、伊藤忠食糧株式会社
	株式会社松源	1,080	(0.3%)	181,440	(0.3%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社ローカル	1,028	(0.3%)	172,771	(0.3%)	ＮＸグループ、伊藤忠食糧株式会社
	株式会社ＱＶＣジャパン	1,013	(0.3%)	170,311	(0.3%)	ＮＸグループ
	株式会社ＭＹトレーディング	1,010	(0.3%)	168,064	(0.3%)	ＮＸグループ
	小計	5,361	(1.9%)	899,066	(1.8%)	
	上位5者以外の196者計(26.4%)	27,855	(9.9%)	4,662,427	(9.3%)	
	201者計(27.1%)	33,217	(11.8%)	5,561,493	(11.1%)	
米穀小売店	株式会社農産ベストパートナー(令和7年7月31日以前は有限会社農産ベストパートナー)	1,669	(0.5%)	280,455	(0.5%)	ＮＸグループ、伊藤忠食糧株式会社
	株式会社山川食糧	1,326	(0.4%)	221,846	(0.4%)	ＮＸグループ、伊藤忠食糧株式会社
	株式会社岡萬	899	(0.3%)	151,159	(0.3%)	丸紅食料株式会社
	株式会社ライス田中	899	(0.3%)	151,139	(0.3%)	丸紅食料株式会社
	有限会社米栄ほか 注(3)	571	(0.2%)	95,686	(0.1%)	ＮＸグループ、丸紅食料株式会社
	小計	5,366	(1.9%)	900,288	(1.8%)	
	上位5者以外の313者計(42.2%)	12,801	(4.5%)	2,145,945	(4.3%)	
	318者計(42.9%)	18,168	(6.4%)	3,046,233	(6.1%)	
中食業者	株式会社セブン‐イレブン・ジャパン	3,060	(1.0%)	509,010	(1.0%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社ファミリーマート	699	(0.2%)	117,454	(0.2%)	丸紅食料株式会社
	株式会社ほっかほっか亭総本部	510	(0.1%)	85,800	(0.1%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社ミノヤランチサービス	402	(0.1%)	67,111	(0.1%)	ＮＸグループ
	株式会社ローソンほか 注(3)	303	(0.1%)	50,944	(0.1%)	ＮＸグループ
	小計	4,976	(1.7%)	830,322	(1.6%)	
	上位5者以外の47者計(6.3%)	1,584	(0.5%)	265,282	(0.5%)	
	52者計(7.0%)	6,560	(2.3%)	1,095,604	(2.2%)	
外食業者	株式会社コロワイドMD	368	(0.1%)	61,931	(0.1%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社アントワークス	144	(0.0%)	24,312	(0.0%)	ＮＸグループ
	株式会社ヒライ	110	(0.0%)	18,506	(0.0%)	ＮＸグループ
	株式会社フジオフードシステム	102	(0.0%)	16,626	(0.0%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社Genki Global Dining Concepts	89	(0.0%)	15,059	(0.0%)	丸紅食料株式会社
	小計	815	(0.2%)	136,436	(0.2%)	
	上位5者以外の34者計(4.5%)	759	(0.2%)	127,462	(0.2%)	
	39者計(5.2%)	1,574	(0.5%)	263,898	(0.5%)	
給食業者	株式会社シルバーライフ	217	(0.0%)	36,499	(0.0%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社ＬＥＯＣ	105	(0.0%)	17,740	(0.0%)	ＮＸグループ
	ユアキッチンサービス株式会社ほか 注(3)	104	(0.0%)	17,478	(0.0%)	ＮＸグループ
	株式会社若菜	102	(0.0%)	17,136	(0.0%)	伊藤忠食糧株式会社
	株式会社グリーンヘルスケアサービス	90	(0.0%)	15,240	(0.0%)	ＮＸグループ
	小計	619	(0.2%)	104,096	(0.2%)	
	上位5者以外の77者計(10.3%)	1,945	(0.6%)	325,658	(0.6%)	
	82者計(11.0%)	2,564	(0.9%)	429,755	(0.8%)	
741者合計(100%) 注(4)		279,862	(100.0%)	49,706,491	(100.0%)	

注（1）　括弧書きの数値は、買受者名については随意契約による売渡しの全体の買受者数741者に占める割合であり、売渡数量及び売渡価格については、随意契約による売渡しの全体の売渡数量27.9万玄米ｔ及び売渡価格497億0649万余円に占める売渡数量及び売渡価格の割合である。
注（2）　売渡価格は、税抜価格である。
注（3）　他の買受者と共同で申込みを行っている者については、買受者名を「ほか」としている。
注（4）　複数の区分に該当する買受者がいるため、各区分における買受者の計及び割合を合計しても、買受者の合計741者と割合は一致しない。

(2) 備蓄米の売渡しに係る実施状況及び農林水産省による指示の状況

ア　備蓄米の売渡しに係る実施状況

今般の備蓄米の売渡しについては、主食用米の供給に対する国民の不安が高まっている状況の中、備蓄米を迅速かつ安定的に供給することが求められていたところである。そこで、備蓄米の売渡実績等をみたところ、次のような状況となっていた。

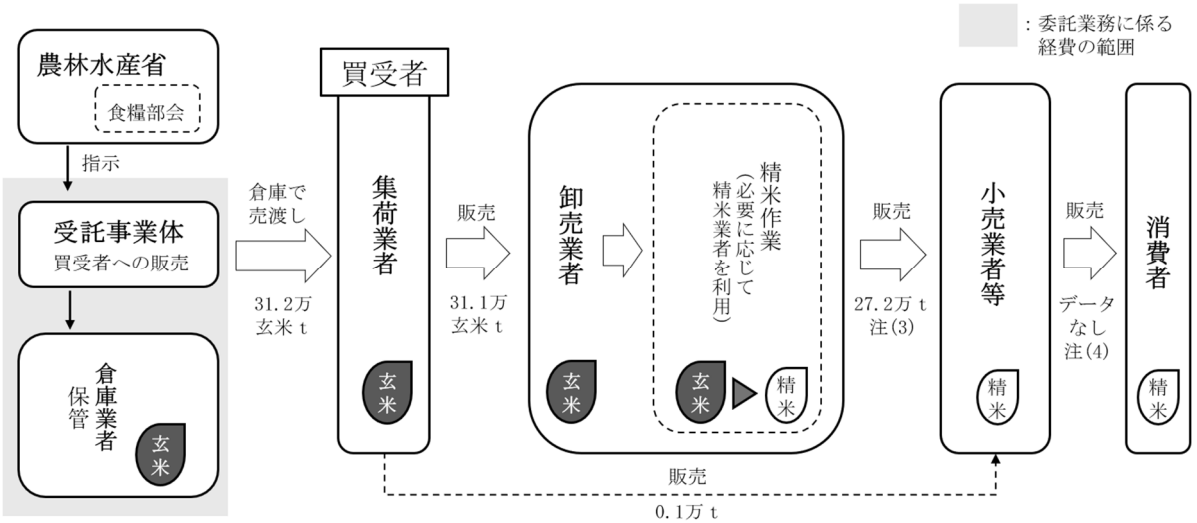
(ｱ) 一般競争入札による売渡しの実施状況

一般競争入札による売渡しにおいて、農林水産省は、7年2月から4月までの間に売渡対象とする備蓄米の年産、銘柄及び数量、売渡期限等を決定して、受託事業体に対して入札米の売渡しを指示していた。その際、同省は、入札米について、民間で一般的に主食用として流通している年産のものと同様の5、6両年産を対象としており、保管されていた期間が短いことから、受託事業体においてメッシュチェック等を行わないことを指示していた。また、同省は、一般競争入札による売渡しにおける売渡期限について、受託事業体から買受者へ計画的に売り渡すために必要な期間を入札後2か月程度と見込んで、第1回入札は7年4月30日、第2回入札は5月31日、第3回入札は6月30日と設定して指示していた。なお、同省は、例年9月頃に新米の供給が本格的に開始されることを踏まえ、8月末頃までに小売業者等に販売されることを想定していた。

上記の指示を受けた受託事業体は、落札した集荷業者を買受者として、延べ17者（純計10者）に対して、7年3月18日に最初に売り渡した後、計31.2万玄米ｔの売渡しを上記の3回の売渡期限までに全て実施していた。また、集荷業者に対して売渡しが完了するまでに要した期間（入札公告日から集荷業者への売渡し完了日までに要した期間（図表9の①から⑭まで））は、1者当たりの平均が57.6日となっていた。

一般競争入札による売渡しについて、同省が受託事業体に対して売渡しを指示してから消費者へ販売されるまでの一連の流れは、図表17のとおりであり、入札米は保管倉庫で受託事業体から集荷業者に売り渡され、その後、市場に流通する過程で卸売業者により精米作業を経た上で包装されて、小売業者等に販売されていた。

図表17　一般競争入札による売渡しにおける一連の流れ



注（1）　本図表は、農林水産省が公表している「備蓄米に関する意見交換会資料」（令和7年11月）を基に本院で作成した。

注（2）　小売業者等に販売された入札米は、卸売業者から小売業者等に販売された27.2万ｔと集荷業者から小売業者等に直接販売された0.1万ｔを合わせて27.3万ｔとなっている。

注（3）　令和8年3月29日までに卸売業者から小売業者等に販売された数量となっている。また、集荷業者から卸売業者に販売された31.1万玄米ｔと卸売業者から小売業者等に販売された27.2万ｔとの差は、玄米から精米に加工する過程での減少によるものなどとなっている。

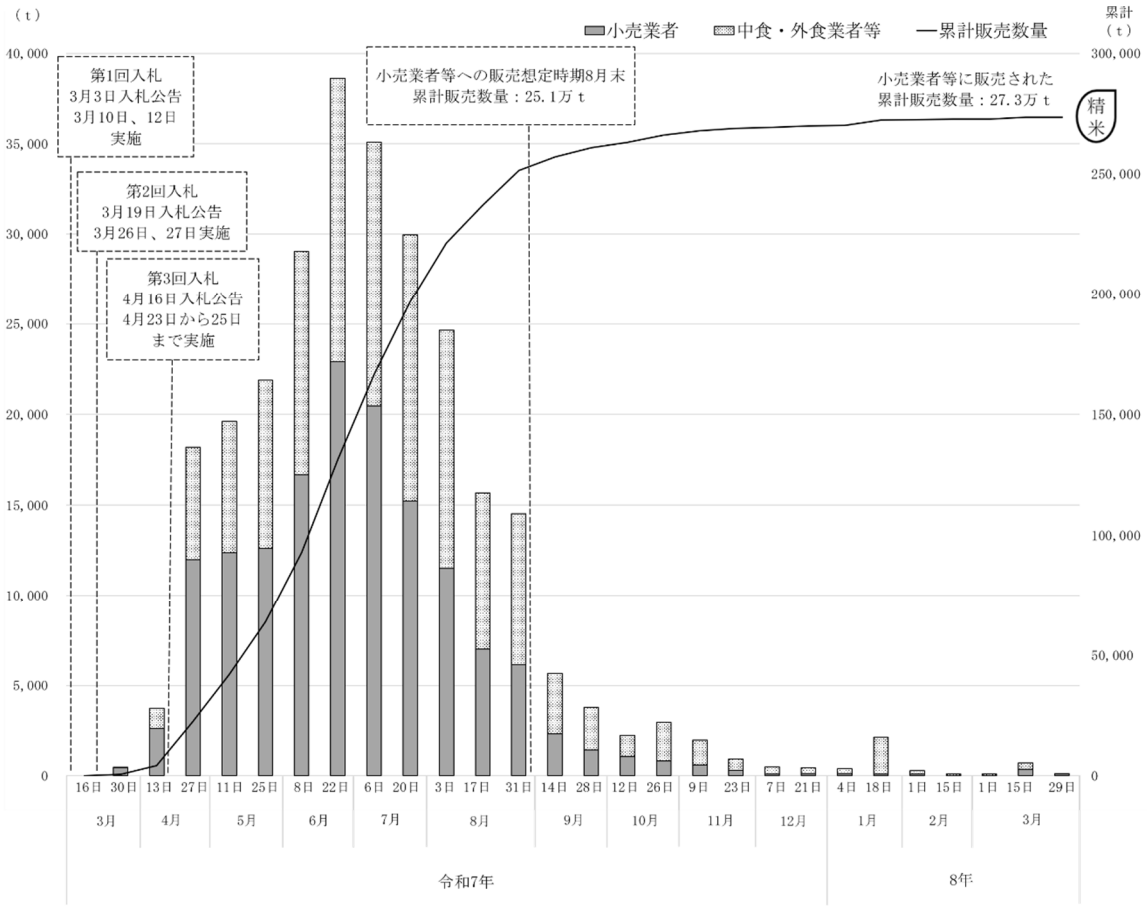
注（4）　同省は、入札米の販売実績報告において、集荷業者から小売業者等までの販売実績については報告を求めているものの、小売業者等から消費者への販売実績については報告を求めていない。そのため、小売業者等から消費者に販売された入札米の販売実績については、「データなし」としている。

a　入札米の小売業者等への販売実績

一般競争入札による売渡しの買受者である集荷業者は、入札米要領等に基づき、入札米について、受託事業体から集荷業者への売渡実績、集荷業者から卸売業者等への玄米ベースの販売実績及び卸売業者から小売業者等への精米ベースの販売実績を、販売数量等報告書により14日ごとに農林水産省へ報告することとなっている（以下、この報告を「入札米の販売実績報告」という。）。

入札米の販売実績報告を基に、入札米の小売業者等への精米ベースの販売実績をみたところ、図表18のとおり、8年3月29日時点の累計販売数量27.3万ｔのうち、同省が小売業者等への販売が完了すると想定していた7年8月末時点の累計販売数量は25.1万ｔとなっており、約9割の入札米が小売業者等に販売されていた。また、上記27.3万ｔのうち、小売業者へ販売されたものは14.7万ｔ、中食・外食業者等に販売されたものは12.6万ｔとなっていた。なお、同省は、入札米は市場における米の不足感に対応することを主眼としており、市場における流通状況をできる限り把握するために、集荷業者から小売業者等までの販売実績については報告を求めているものの、小売業者等から消費者への販売実績については報告を求めていない。そのため、本院において入札米の消費者への販売実績は確認できていない。

図表18　入札米の小売業者等への販売実績



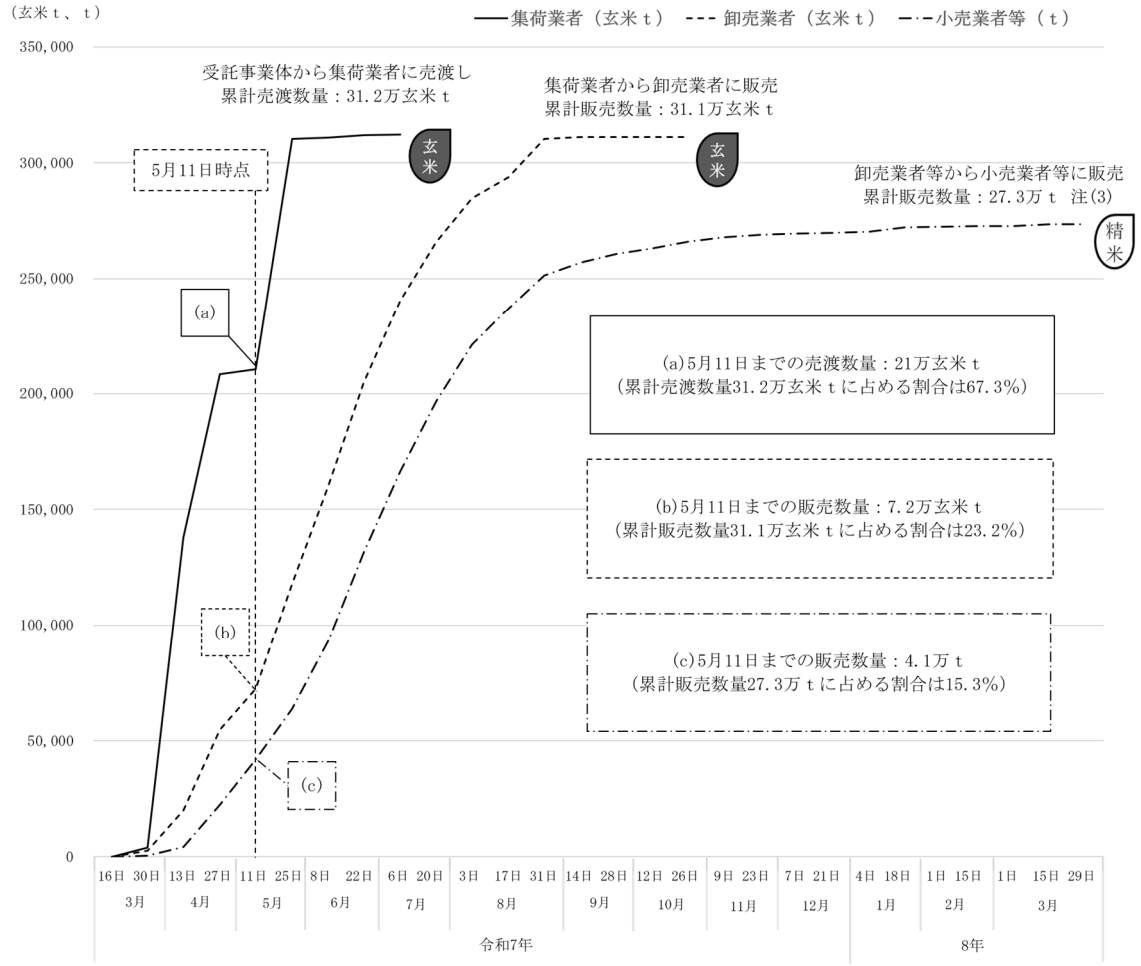
注（1）　日付は入札米の販売実績報告の報告期間の末日を記載している。
注（2）　報告期間が14日ごとであることから、本図表においては、令和7年度の最後の報告期間の末日である8年3月29日までの販売数量を集計して記載している。
注（3）　小売業者等に販売された累計販売数量27.3万ｔには、集荷業者から小売業者等に直接販売された0.1万ｔが含まれている。

b　入札米の流通の各段階における売渡実績及び販売実績

約9割の入札米は農林水産省が想定していた時点までに小売業者等に販売されていたものの、1(3)アのとおり、同省は、7年5月上旬時点で依然として市場における米の不足感があるなど、国民の不安が解消されていない状況を踏まえて、随意契約による売渡しを実施していた。

そこで、入札米の販売実績報告を基に、受託事業体から集荷業者への売渡実績（玄米ｔ）、集荷業者から卸売業者への販売実績（玄米ｔ）及び卸売業者等から小売業者等への販売実績（ｔ）の推移をそれぞれみたところ、図表19のとおり、5月上旬時点までに受託事業体から集荷業者に21万玄米ｔ（累計売渡数量31.2万玄米ｔに占める割合は67.3%）が売り渡されており、集荷業者から卸売業者に7.2万玄米ｔ（累計販売数量31.1万玄米ｔに占める割合は23.2%）、卸売業者等から小売業者等に4.1万ｔ（累計販売数量27.3万ｔに占める割合は15.3%）が販売されていた。

図表19　入札米の流通の各段階における売渡実績及び販売実績



注（1）　日付は入札米の販売実績報告の報告期間の末日を記載している。
注（2）　報告期間が14日ごとであることから、本図表においては、令和7年度の最後の報告期間の末日である8年3月29日までの売渡数量及び販売数量を集計して記載している。
注（3）　卸売業者等から小売業者等に販売された累計販売数量27.3万ｔには、集荷業者から小売業者等に直接販売された0.1万ｔが含まれている。

このように、5月上旬時点までに、受託事業体から集荷業者へは21万玄米ｔが売り渡されていたものの、集荷業者から卸売業者に販売された数量は7.2万玄米ｔと、受託事業体から集荷業者に売り渡された21万玄米ｔの約3割にとどまっており販売に時間を要していた。

そこで、売渡しが開始された当初に集荷業者から卸売業者への販売に時間を要した理由について取扱量の多い集荷業者に確認したところ、当該集荷業者は、取引先である卸売業者と事前に商談を行い、卸売業者が必要とする数量等を事前に把握した上で入札に参加して受託事業体から売渡しを受けていたものの、その後、卸売業者において、受入れの準備に時間を要したことなどから、卸売業者からの発注が少なくなっていたことによるものとしていた。

(ｲ) 随意契約による売渡しの実施状況

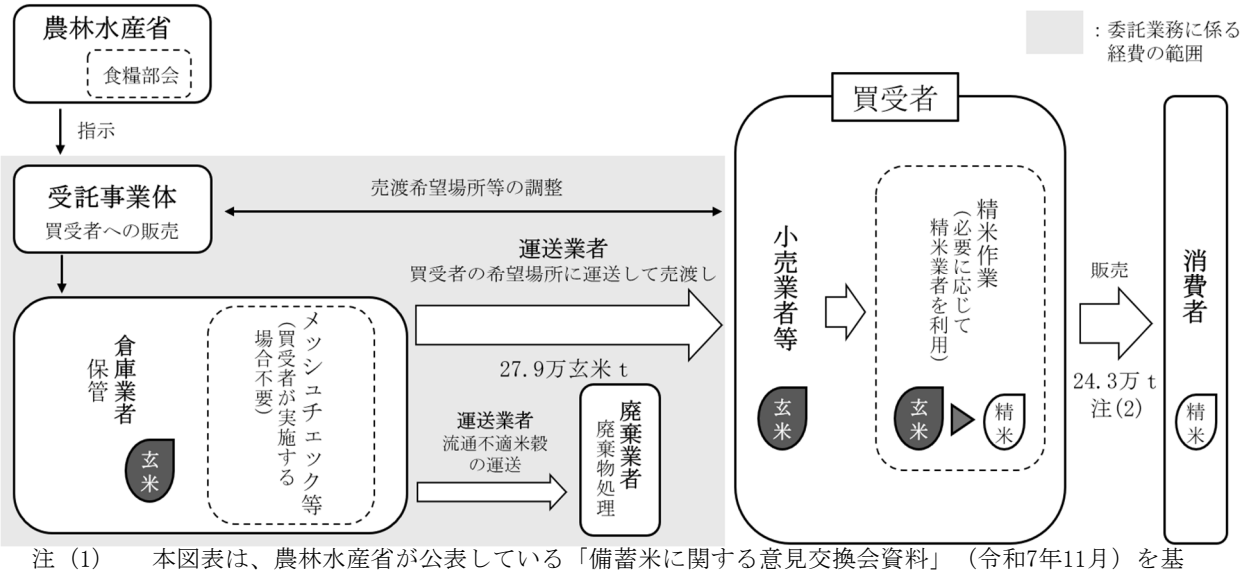
随意契約による売渡しにおいて、農林水産省は、7年5月及び6月に売渡対象とする備蓄米の年産及び数量、品質確認の方法、売渡期限等を決定して、受託事業体に対して随契米の売渡しを指示していた。このうち、品質確認の方法では、同省は、随契米について、3、4両年産を売渡しの対象としており、民間で一般的に主食用として流通

している年産（5年産又は6年産）の主食用米と比べて長期間保管されたものであったことから、品質に劣化がないことを確認する必要があるとして、受託事業体においてメッシュチェック等を行った上で売り渡すか、又は、買受者において同等の品質確認を行う旨の申出があった場合にはメッシュチェック等を行わずに売り渡すよう指示していた。また、売渡期限では、同省は、例年9月頃に新米の供給が本格的に開始されることを踏まえ、買受者が8月末頃までに随契米を消費者へ販売することを想定し、そのための準備に要する期間を勘案して、8月20日と設定して指示していた。

上記の指示を受けた受託事業体は、小売業者等を買受者として、延べ897者（純計741者）に対して、計27.9万玄米ｔの売渡しを実施していた。このうち、小売業者に売り渡されたものは26.9万玄米ｔ、中食・外食業者等に売り渡されたものは1万玄米ｔとなっていた。小売業者等に最初に随契米が売り渡されたのは5月29日となっており、同日以降、休日や時間外でも出庫するなどして、8月20日の売渡期限までに、18.4万玄米ｔ（累計売渡数量27.9万玄米ｔに占める割合は66.0%）の売渡しが完了していたが、残りの9.4万玄米ｔ（同33.9%）については、売渡しが完了していなかった。その後、小売業者等に対する全量の売渡しが完了したのは8年3月31日となっており、売渡しの完了までに最大で310日要していたものも見受けられた。また、小売業者等に対して売渡しが完了するまでに要した期間（小売業者等による買受申込日から小売業者等への売渡し完了日までに要した期間（図表14の①から⑯まで））は、1者当たりの平均が72.2日となっていた。

随意契約による売渡しについて、同省が受託事業体に対して売渡しを指示してから消費者へ販売されるまでの一連の流れは、図表20のとおりであり、随契米は、保管倉庫からの運送距離等により小売業者等の間に不公平が生じないよう、受託事業体が小売業者等の希望する場所まで運送して、同所で小売業者等に売り渡されていた。

図表20　随意契約による売渡しにおける一連の流れ



注（1）　本図表は、農林水産省が公表している「備蓄米に関する意見交換会資料」（令和7年11月）を基に本院で作成した。

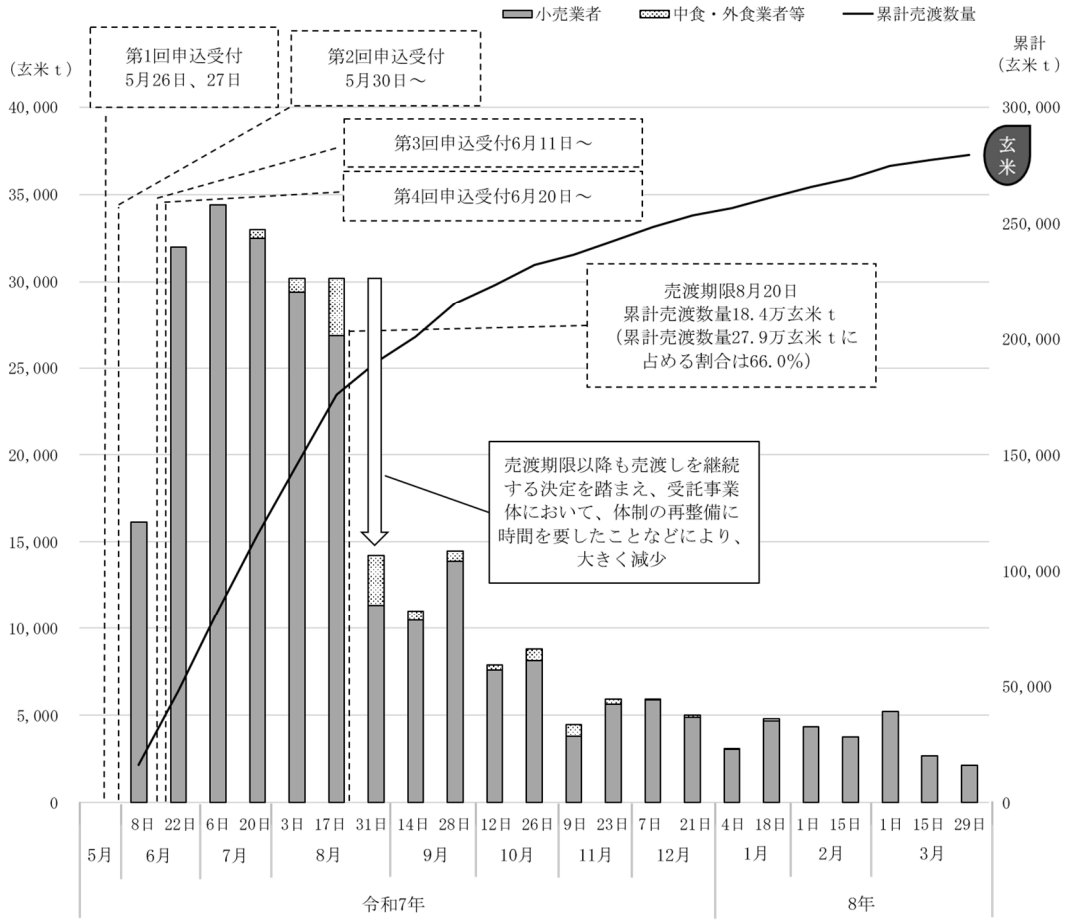
注（2）　令和8年3月29日までに小売業者等から消費者に販売された数量となっている。また、受託事業体から小売業者等に売り渡された27.9万玄米ｔと小売業者等から消費者に販売された24.3万ｔとの差は、玄米から精米に加工する過程での減少によるものなどとなっている。

a　随契米の小売業者等への売渡実績

随意契約による売渡しの買受者である小売業者等は、随契米要領等に基づき、随契米について、受託事業体から小売業者等への売渡実績及び小売業者等から消費者への精米ベースの販売実績を、販売数量等報告書により14日ごとに農林水産省に報告することとなっている（以下、この報告を「随契米の販売実績報告」という。）。

随契米の販売実績報告を基に、随契米の小売業者等への売渡実績をみたところ、図表21のとおり、随契米の売渡数量は、売渡期限である8月20日の直前及び直後に報告された2回の販売実績報告の間で、大きく減少していた。その要因について受託事業体に確認したところ、同省において、売渡期限後も売渡しを継続するかどうかを直前まで検討していた結果、売渡しを継続する旨の受託事業体に対する指示が売渡期限の前日となったため、受託事業体が売渡期限以降に売渡し作業を継続するための体制の再整備に時間を要したことによるものなどとなっていた。さらに、売渡数量は、売渡期限後に大きく減少した後、新米の流通が開始したことなどから売渡期限以前の水準に達することはなく、小売業者等に対する全量の売渡しが完了したのは8年3月31日となっていた。

図表21　随契米の小売業者等への売渡実績



注（1）　日付は随契米の販売実績報告の報告期間の末日を記載している。
注（2）　報告期間が14日ごとであることから、本図表においては、令和7年度の最後の報告期間の末日である8年3月29日までの売渡数量を集計して記載している。

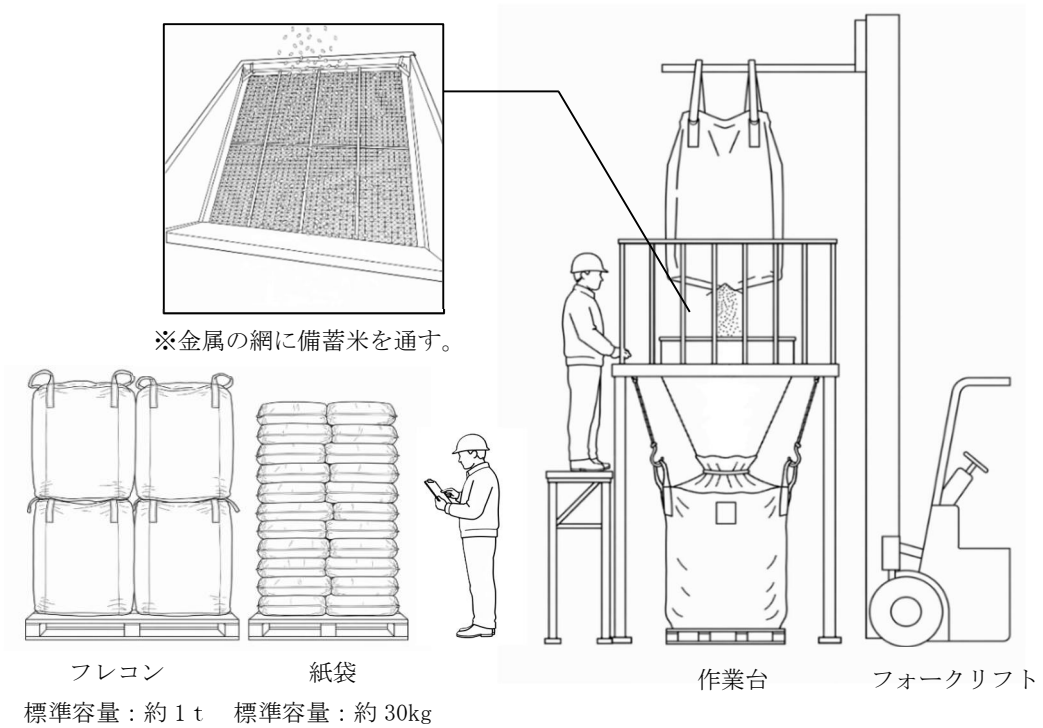
随意契約による売渡しが当初の想定より長期化していた要因について受託事業体に確認したところ、売渡しの実施に際して、メッシュチェック等を希望する小売業者等が多数であり、メッシュチェック等に時間を要したこと、包装形態の違いにより作業効率に差が生じたため出庫に時間を要したこと、売渡希望場所等の変更に伴う運送調整等に時間を要したこと、人員の確保に時間を要したことなどの複合的な要因があったとしていた。

b　メッシュチェック等の実施状況及び有無による期間の差

aのとおり、メッシュチェック等を希望する小売業者等が多数であり、メッシュチェック等に時間を要したことが、売渡しが当初の想定より長期化した要因の一つとされていることから、受託事業体におけるメッシュチェック等の実施状況を確認した。

メッシュチェックに当たり、受託事業体は、必要な人員を配置し、作業台に加えて、大容量（約1ｔ）の袋であるフレキシブルコンテナ（以下「フレコン」という。）の場合は荷役に使用するフォークリフト等の設備を整えるなどして、フレコン又は小容量（約30kg）の袋である紙袋で保管されている備蓄米を金属の網に通し、カビ状異物等がないことを確認した上で、フレコンに詰め替えることとなっている（図表22参照）。

図表22　メッシュチェックの概念図



（注）　本概念図は、農林水産省が公表している「政府所有米穀の販売時におけるカビ検査・カビ毒分析について」を基に本院で作成した。

受託事業体がメッシュチェック等を実施した随契米の数量について農林水産省に確認したところ、20.2万玄米ｔ（累計売渡数量27.9万玄米ｔに占める割合は72.4％）となっていた。また、小売業者等に対して売渡しが完了するまでに要した期間の1者当たりの平均期間については、メッシュチェック等を実施した場合は81.9

日、実施していない場合は59.7日となっており、実施した場合の方が22.2日長くなっていた。

メッシュチェック等により確認された流通不適米穀の数量について同省に確認したところ、メッシュチェックにより確認された同数量は、12.2玄米ｔとなっていた（メッシュチェックを実施した20.2万玄米ｔに占める割合は0.006%）。また、カビ毒検査により確認された流通不適米穀はなかった。

c　包装形態別の売渡しの状況

ａのとおり、包装形態の違いにより作業効率に差が生じたことが、売渡しが当初の想定より長期化した要因の一つとされていることから、包装形態の違いによる出庫時の作業効率の差が生ずる理由について受託事業体に確認した。

紙袋に保管されている備蓄米は、フレコンに保管されている備蓄米よりも積み上げて保管する際の安定性に優れている一方、1袋当たりの標準容量が約30kgと、フレコンに保管されている備蓄米の標準容量（約1ｔ）よりも少ない。このため、1ｔの備蓄米を出荷するためのメッシュチェックに要する回数は、フレコンの場合は1回で済むのに対し、紙袋の場合は約30回必要となり、これに伴い紙袋はメッシュチェック時の開封回数が多くなることなどから、作業効率に差が生じ、出庫に要する時間が増加することとなっていた。

そこで、随意契約による売渡しの対象である3、4両年産の備蓄米について、売渡しが開始される前の7年3月末時点及び売渡しが完了した8年3月末時点における包装形態別の備蓄米の保管数量を比較したところ、図表23のとおり、フレコンに保管されている備蓄米の減少量（3年産米　7.3万玄米ｔ、4年産米　12万玄米ｔ）が、紙袋に保管されている備蓄米の減少量（3年産米　2.1万玄米ｔ、4年産米　6.6万玄米ｔ）よりも大きくなっており、3、4両年産ともにフレコンに保管されている備蓄米を優先して出庫している状況が見受けられた。

しかし、在庫量のほぼ全量の申込みがあった4年産の備蓄米については、売渡しの開始当初はフレコンに保管されている備蓄米を出庫していたが、売渡しの進捗に伴いフレコンに保管されている備蓄米の在庫量が減少し、フレコンと比べて小容量であり、作業効率が落ちる紙袋に保管されている備蓄米を出庫する必要が生じていた。

また、売渡しの際に年産が指定されていたことから、4年産を指定した上で、メッシュチェック等を希望した買受者に対しては、3、4両年産の備蓄米を保管している倉庫において、フレコンに保管されている3年産の備蓄米が残っていた場合であっても、年産を切り替えるなどして売り渡すことができず、紙袋に保管されている4年産の備蓄米を、メッシュチェックを実施した上で出庫する必要が生じていた。

図表23　包装形態別の保管数量の推移

（単位：万玄米ｔ）

年産	包装形態	令和7年3月末 (A)	8年3月末 (B)	減少量 (A)-(B)
3	フレコン	12.1	4.7	7.3
	紙袋	8.7	6.5	2.1
4	フレコン	12.2	0.2	12.0
	紙袋	7.8	1.2	6.6

d　小売業者等による売渡希望場所等の変更状況

ａのとおり、売渡希望場所等の変更に伴う運送調整等に時間を要したことが、売渡しが当初の想定より長期化した要因の一つとされていることから、売渡希望場所等の変更状況について受託事業体に確認した。

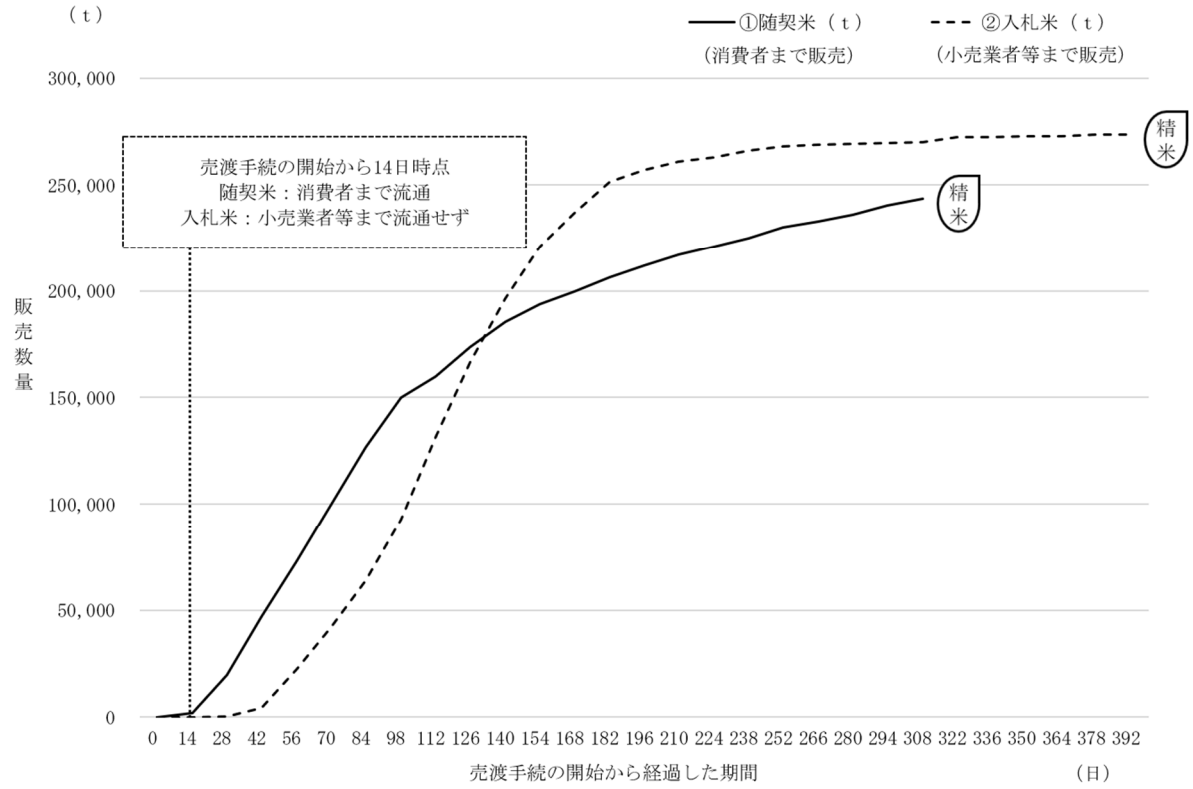
小売業者等は申込書類に売渡希望場所を記入して農林水産省に提出し、これを踏まえて受託事業体は小売業者等との間で日時等の調整を行い、運送業者を手配していた。売渡希望場所について、小売業者等は、玄米で売渡しを受けた随契米について精米作業を行った上で包装する必要があったことから、主に精米所としていた。しかし、受託事業体からの納品日時の提示時点から納品日までの期間が短かったことなどにより、小売業者等において売渡場所とする予定であった精米所との調整がつかず売渡希望場所が別の精米所に変更されていた例、小売業者等の倉庫に随契米を保管する空きスペースを確保できなかったため売渡希望場所が変更されていた例等が、各受託事業体において同時期に多数発生していた。

e　随契米及び入札米の販売実績の比較

一般競争入札による売渡しと随意契約による売渡しは、いずれも主食用米の供給に対する国民の不安が高まっている状況を踏まえて実施されたものであった。一方、随意契約による売渡しについては、農林水産省は、一般競争入札による売渡しを実施したものの、5月上旬時点で国民の不安が解消されていない状況を踏まえて、備蓄米を安価で安定的に消費者へ供給することを目的として、これを迅速に実施することとしていた。

そこで、随契米が入札米と比較して迅速に売り渡されていたかを確認するために、入札米については小売業者等まで、随契米については消費者までが販売実績報告の対象となっており、双方で報告の対象となる流通段階が異なることなどに留意する必要があるものの、それぞれの売渡手続の開始から経過した期間における販売実績を比較した。その結果、図表24のとおり、売渡手続の開始から14日間を経過した時点で随契米は消費者まで流通していたが、入札米は小売業者等まで流通しておらず、随契米は入札米と比較して短い期間で販売が開始されていた。一方、売渡手続の開始から4か月程度が経過した後は、随契米は入札米と比較して同一の数量を販売するのに要した期間が長くなっていた（入札米の小売業者等への販売実績、随契米の小売業者等への売渡実績及び随契米の消費者への販売実績の詳細は別図表1参照）。この理由について受託事業体に確認したところ、随意契約による売渡しの開始当初は、紙袋に比べて作業効率の良いフレコンに保管されている備蓄米を優先して出庫できていたことなどから、入札米と比較して販売に要した期間が短くなっていたものの、売渡手続の開始から4か月程度が経過した後は、ａのとおり複合的な要因により、販売に要した期間が長くなっていた。

図表24　随契米及び入札米の売渡手続の開始から経過した期間における販売実績



注（1）　横軸は、①随契米（ｔ）は第1回申込受付が開始された令和7年5月26日を、②入札米（ｔ）は第1回入札の入札公告日である3月3日をそれぞれ起算日として、7年度の最後の報告期間の末日である8年3月29日までの販売に要した期間を表している（入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告の集計頻度である14日ごとの経過日数の累計）。

注（2）　①随契米（ｔ）は、小売業者等に売り渡された随契米（玄米ｔ）が、その後、玄米から精米にされたものである。また、起算日から14日ごとに、消費者に販売された累計数量を表しており、その販売数量の合計は24.3万ｔである。

注（3）　②入札米（ｔ）は、起算日から14日ごとに、小売業者等に販売された累計数量を表しており、その販売数量の合計は27.3万ｔである。なお、入札米は卸売業者等から小売業者等に販売された時点でそのほとんどが玄米から精米に加工されており、消費者が小売業者等から実際に購入するまでに時間を要さないものとみなして比較している。

以上のように、一般競争入札による売渡しについては、買受者である集荷業者への売渡しを売渡期限までに全て実施し、農林水産省が想定していた7年8月末までに累計販売数量27.3万ｔのうち約9割の25.1万ｔが小売業者等に販売されていた（図表18参照）が、売渡しが開始された当初に集荷業者から卸売業者への販売に期間を要していた（図表19参照）。

一方、随意契約による売渡しについては、小売業者等への売渡期限である7年8月20日までに売渡しが完了した数量は18.4万玄米ｔ（累計売渡数量27.9万玄米ｔに占める割合は66.0%。図表21参照）にとどまっており、全量の売渡しが完了したのは8年3月31日となっていた。このように、随意契約による売渡しが当初の想定より長期化していた要因について確認したところ、メッシュチェック等を希望する小売業者等が多数であり、メッシュチェック等に時間を要したこと、フレコンに比べて作業効率が落ちる紙袋に保管されている備蓄米を出庫する必要が生じたことにより、出庫に時間を要したこと、売渡希望場所等の変更が各受託事業体において同時期に多数発生しており、これに伴う運送調整等に時間を要したことなどの複合的な要因が見受けられた。

イ　農林水産省による指示の状況

1(2)イのとおり、基本要領等によれば、受託事業体は、不作等により米穀の供給が不足した場合その他農林水産省から備蓄米の契約方法、売渡方法等を指示された場合には、同省の指示に従い、委託業務を行わなければならないこととされている。

これに基づき、同省は、受託事業体に対して、一般競争入札による売渡し及び随意契約による売渡しの開始時に、売渡対象とする備蓄米の年産及び数量、売渡期限等を指示していた。また、随意契約による売渡しについては、小売業者等から申出があった場合を除いてメッシュチェック等を実施すること、受託事業体が小売業者等の希望する場所まで随契米を運送することも指示していた。さらに、売渡しの開始後、同省は、販売実績報告や受託事業体からの日々の報告、相談等を通じて、売渡しの進捗等を把握して、これを基に必要に応じて受託事業体に指示しており、受託事業体はこれらの指示に基づき今般の備蓄米の売渡しを実施していた。

上記の指示を踏まえるなどして、アのとおり、一般競争入札による売渡しについては、受託事業体は買受者である集荷業者への売渡しを売渡期限までに全て実施し、集荷業者に売り渡された入札米は同省が想定していた7年8月末までに約9割が小売業者等に販売されていた。一方、随意契約による売渡しについては、受託事業体は同省が設定した小売業者等への売渡期限である8月20日までに売渡しを完了しておらず、随契米の全量の売渡しが完了したのは8年3月31日となっていて、売渡しが当初の想定より長期化していた。

そこで、当初の想定より長期化していた随意契約による売渡しについて、同省から受託事業体に対する指示の状況を確認した。

同省は、売渡しの開始時に、受託事業体に対して、小売業者等が指定した年産の備蓄米を売り渡すよう指示していた。このため、受託事業体は備蓄米の包装形態別の在庫量に応じて売り渡す年産の備蓄米を切り替えるなどして売り渡すことができず、フレコンに比べて作業効率が落ちる紙袋に保管されている備蓄米のメッシュチェックを実施するなどして売り渡す必要が生じ、出庫に時間を要していた状況も見受けられた。また、同省は、売渡しの開始後、受託事業体に対して、小売業者等から売渡希望場所等の変更の希望があった場合には、小売業者等が速やかに精米等を行った上で販売ができるよう、可能な限り希望に対応するよう指示していた。このため、受託事業体と小売業者等との間での売渡希望場所等の変更に伴う運送調整等が各受託事業体において同時期に多数発生していた。これらを含む複合的な要因により、売渡しが当初の想定より長期化していた。

同省は、売渡しの開始後、これらの状況について把握しており、売渡しの進捗等を踏まえて、売渡しを迅速に実施するためには指示を見直すことなどが必要であったと思料されるが、買受者数が延べ897者と多く、個々の状況も異なることなどの実務上の制約もあり、売渡しの進捗等に応じた指示の見直しなどが困難な状況となっていた。

このように、今般の備蓄米の売渡しにおいて、売渡しの進捗等に応じた指示の見直しなどが困難であった点を踏まえ、今後、米の供給が不足するなどの事態が生じ、これに伴い売渡しを実施する場合は、売渡しを迅速に実施するために、同省において、売渡しの開始時及び開始後の指示の在り方について、実務上の制約も踏まえつつ検討する必要があると思料される。

(3) 備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の決算の状況

今般の備蓄米の売渡しは、備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の歳入歳出決算に一定の影響を与えたと思料される。そこで、5年度から7年度までの間における、備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の歳入歳出及び損益の状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア　備蓄米制度の運営に係る歳入歳出の状況

1(2)ウにおいて示した備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の5年度から7年度までの歳入歳出予算に対応する歳入歳出決算は、5年度は歳出額が歳入額を436億6716万余円上回る状況となっていた。一方、6、7両年度は、今般の備蓄米の売渡しによって食糧売払代が増加したことに加えて、7年度は主食用米の需給がひっ迫していたことなどを考慮して7年産の備蓄米の買入れを行わなかったことから、歳入額が歳出額を上回る状況（決算における差額6年度113億7945万余円、7年度1060億6006万余円）となっていた（図表25参照）。また、7年度の米穀販売・管理業務委託費に係る補正予算額95億2977万余円のうち、7年度に支出されなかった57億2609万余円が翌年度に繰り越されていた。

図表25　備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の勘定科目別の歳入歳出の状況

（単位：千円）

（会計名）食料安定供給特別会計

（勘定名）食糧管理勘定

	区分	勘定科目	令和5年度	6年度	7年度	計
決算	歳入(a)	食糧売払代	7,620,140	61,069,445	131,020,662	199,710,247
	歳出(b)	食糧買入費	41,048,603	38,916,885	－	79,965,488
		米穀販売・管理業務委託費	10,238,697	10,773,107	24,960,595	45,972,399
		支出済歳出額	10,238,697	10,773,107	19,234,502	40,246,306
		翌年度繰越額	－	－	5,726,093	5,726,093
		小計	51,287,300	49,689,992	24,960,595	125,937,887
	差額(c)=(a)-(b)		△ 43,667,160	11,379,453	106,060,067	73,772,360

（注）　食糧売払代について、例年、備蓄米を飼料用として売り渡す場合、買入価格から8割程度減少した価格で売り渡されている。

歳出のうち備蓄米の売渡しに係る委託業務の経費が計上されている米穀販売・管理業務委託費についてみると、5年度から7年度までの間における委託契約に係る支出額は、5年度が102億3842万余円、6年度が107億5583万余円、7年度が191億6056万余円となっていた。このうち、5年度から7年度までの委託契約に係る経費別の支出額について農林水産省に確認したところ、7年度の運送経費は118億9907万余円となっており、随契米の売渡しに伴い運送経費が増加したことから、6年度の9億4338万余円から109億5569万余円増加していた。また、7年度の保管経費46億4573万余円のうち、保管経費相当額は5億1467万余円（保管経費の支出額46億4573万余円に占める割合は11％）となっていた（図表26参照）。

図表26　令和5年度から7年度までの委託契約に係る経費別の支出額

（単位：千円）

経費＼年度	令和5年度	6年度	7年度	計
取扱手数料	311,933	344,452	313,920	970,307
保管経費	7,506,582	7,997,607	4,645,736	20,149,926
保管経費相当額	－	－	514,678	514,678
運送経費	1,042,269	943,381	11,899,074	13,884,726
メッシュチェック荷役経費	633,229	646,363	1,460,483	2,740,076
その他(注)	744,413	824,027	841,346	2,409,787
計	10,238,428	10,755,833	19,160,562	40,154,823

（注）　カビ毒の分析経費、廃棄物の処理経費等

イ　備蓄米制度の運営に係る損益の状況

今般の備蓄米の売渡しに伴う食糧管理勘定における損益への影響をみるために、5年度から7年度までの備蓄米に係る売買損益をみたところ、5年度は336億6547万余円の損失となっていた。一方、6年度は3億6714万余円、7年度は969億3866万余円の利益となっていた（図表27参照）。

図表27　令和5年度から7年度までの備蓄米に係る売買損益

（単位：千円）

区分＼年度		令和5年度	6年度	7年度
売上高(A)（注）		7,424,402	11,498,525	181,034,520
売上原価(B)	(B)=(a)+(b)-(c)	41,089,875	11,131,383	84,095,854
	前年度期末在庫評価額(a)	63,694,170	63,652,899	91,438,401
	買入高(b)	41,048,603	38,916,885	－
	本年度期末在庫評価額(c)	63,652,899	91,438,401	7,342,546
売買利益（△損失）(A)-(B)		△ 33,665,472	367,142	96,938,666

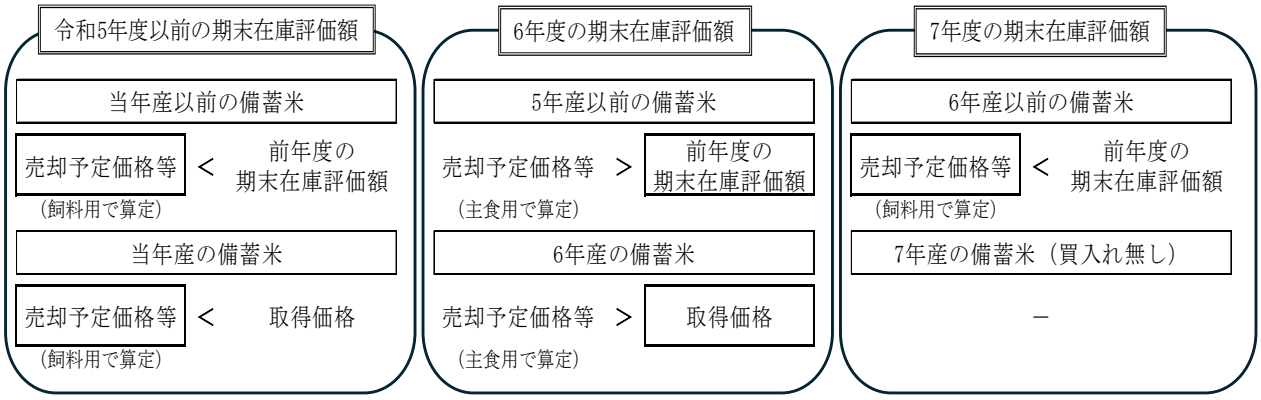
（注）　本図表中の「売上高」は受託事業体から売渡代金が収納された後、買受者への売渡しが完了した時点で計上される。一方、図表25中の「食糧売払代」は買受者への売渡しが完了していなくても、売渡代金が収納された時点で計上されることから、本図表中の「売上高」と一致しない。

そこで、6、7両年度において売買利益が生じていた理由について農林水産省に確認したところ、次のとおりとなっていた。

同省は、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）及び食料安定供給特別会計事務取扱細則（平成19年3月18総合第1865号）に基づき、年度末時点における備蓄米の在庫評価を行っている。具体的には、年度内に買い入れた価格（取得価格）又は前年度の期末在庫評価額と、翌年度以降の売却予定価格等を比較して低い方の価格を本年度の期末在庫評価額にすることとしている。

5年度以前の期末在庫評価額については、買入れから5年程度経過した後に飼料用等として売り渡すことを前提に、前年度の期末在庫評価額から3割から4割程度減少させた売却予定価格等を算定し、当該売却予定価格等を本年度の期末在庫評価額としていた。一方、6年度の期末在庫評価額については、7年度に主食用として売り渡すことが見込まれたため、飼料用の価格を大きく上回る主食用として売り渡すことを前提に売却予定価格等を算定し5年度の期末在庫評価額等と比較していた。その結果、5年産以前の備蓄米については低い方の価格である5年度の期末在庫評価額がそのまま6年度の期末在庫評価額となり、6年度に買い入れた6年産の備蓄米については低い方の価格である取得価格が6年度の期末在庫評価額となったことなどから、6年度の期末在庫評価額は、5年度末の636億5289万余円から277億8550万余円増加して、914億3840万余円となっていた。また、7年度の期末在庫評価額については、8年度に主食用として売り渡すことが見込まれず5年度以前と同様に飼料用として売り渡すことを前提に売却予定価格等を算定し6年度の期末在庫評価額と比較した結果、低い方の価格である売却予定価格等が7年度の期末在庫評価額となったこと、今般の備蓄米の売渡しによって備蓄米の在庫量が減少したこと、7年産の備蓄米の買入れを行わなかったことから、7年度の期末在庫評価額は、6年度末の914億3840万余円から840億9585万余円減少して、73億4254万余円となっていた（図表28参照）。

図表28　備蓄米の期末在庫評価額に係る概念図



売上原価については、前年度の期末在庫評価額と買入高の合計から本年度の期末在庫評価額を除いて算定される。今回、6年度の期末在庫評価額が277億8550万余円増加したことなどから、6年度の売上原価は、5年度の売上原価410億8987万余円から299億5849万余円減少して、111億3138万余円となっていた。一方、7年度の期末在庫評価額が840億9585万余円減少したことなどから、7年度の売上原価は、6年度の売上原価111億3138万余円から729億6447万余円増加して、840億9585万余円となっていた。

売上高については、5年度以前は主に飼料用としての備蓄米の売渡しに係る売上高が計上されていたが、6年度の売上高は、主食用としての備蓄米の売渡しに係る売上高13億0079万余円、飼料用を含む非主食用としての備蓄米の売渡しに係る売上高101億9773万余円がそれぞれ計上されたことから、5年度の74億2440万余円から40億7412万余円増加して、114億9852万余円となっていた。また、7年度の売上高は、主に主食用としての備蓄米の売渡しに係る売上高が計上されたことなどから、6年度の114億9852万余円から1695億3599万余円増加して、1810億3452万余円となっていた。

これらの結果、6年度の売買損益は、売上高114億9852万余円から売上原価111億3138万余円を除いた3億6714万余円の利益が生じていた。また、7年度の売買損益は、売上高

1810億3452万余円から売上原価840億9585万余円を除いた969億3866万余円の利益が生じていた。

次に、5年度から7年度までの備蓄米制度の運営に係る損益をみたところ、5年度は458億1138万余円の損失、6年度は122億8510万余円の損失となっていた。7年度は、今般の備蓄米の売渡しによって売買利益が969億3866万余円となったことから、米穀販売・管理業務委託費が6年度から84億6139万余円増加したものの、612億9764万余円の利益となっていた（図表29参照）。

図表29　令和5年度から7年度までの備蓄米制度の運営に係る損益

（単位：千円）

区分＼年度	令和5年度	6年度	7年度
売買利益（△損失）(A)	△ 33,665,472	367,142	96,938,666
米穀販売・管理業務委託費(B)	10,238,428	10,773,107	19,234,502
その他収益 注(1)(C)	979,546	812,566	607,701
その他費用 注(2)(D)	2,887,032	2,691,701	17,014,215
当年度利益（△損失）{(A)+(C)}－{(B)+(D)}	△ 45,811,387	△ 12,285,101	61,297,648

注（1）　その他収益のうち主な収益は雑収入であり、雑収入は備蓄米に係る契約により発生する金利、違約金等である。

注（2）　その他費用のうち主な費用は業務勘定繰入額であり、業務勘定繰入額は食料安定供給特別会計業務勘定における共通経費（事務人件費等）のうち、備蓄米に係る分担額である。

なお、6、7両年度の備蓄米制度の運営に係る歳入歳出及び損益の状況は、同年度中に実施された備蓄米の売渡しに係る決算の状況を示すものであり、8年産米を対象として8年4月から実施されている備蓄米の買入れ及び7年産米を対象として8年9月から実施されている一般競争入札による売渡しに係る買戻しの影響までは含んでいない。このため、当該買入れ及び買戻しの実施による影響は、8年度以降の備蓄米制度の運営に係る歳入歳出及び損益の状況に反映されることに留意する必要がある。

(4) 備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係等

食糧法においては、米穀の需給及び価格の安定を図るため、備蓄米制度を運営することとなっており、農林水産省によれば、特に価格の安定については、生産者における再生産や再投資が可能であり、かつ、国民にも理解が得られるような状態となることが望ましいとしている。また、今般の備蓄米の売渡しにおいては、主食用米の小売価格が高騰する中、米穀の需給及び価格の安定を図り、国民の不安を解消するためにも、備蓄米を迅速かつ安定的に供給することが求められていたところである。

そこで、本院は、多額の支出を伴って実施された今般の備蓄米の売渡しと小売価格との関係について、主食用米のデータ、入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告のデータを用いて確認した。具体的には、1(3)アのとおり、6年産の主食用米の市場への供給量が586万玄米ｔであることを前提に、国から集荷業者に売り渡された入札米31.2万玄米ｔのうち卸売業者等から小売業者に対する販売数量14.7万ｔ、国から小売業者等に売り渡された随契米27.9万玄米ｔのうち小売業者から消費者に対する販売数量23.3万ｔを対象にして、随契米の小売価格の状況を確認するとともに、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係について分析するなどした。なお、3(2)ア(ｱ) a のとおり、同省は、小売業

者から消費者への販売実績については報告を求めていないため、本院において入札米の小売価格等は確認できていない。

ア　随契米の小売価格の状況並びに備蓄米の販売数量及び主食用米の小売価格の関係

(ｱ) 備蓄米の販売数量並びに主食用米及び随契米の小売価格の状況

農林水産省は、1(3)アのとおり、主食用米のデータを基に主食用米の小売価格の推移を銘柄米と複数原料米等とに区分して公表しているほか、入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告を基に販売数量及び小売価格の推移を公表している。そこで、7年3月から8年3月までの間における備蓄米の販売数量並びに銘柄米、複数原料米等の主食用米及び随契米のそれぞれの小売価格の推移について確認したところ、次のとおりとなっていた（図表30参照）。

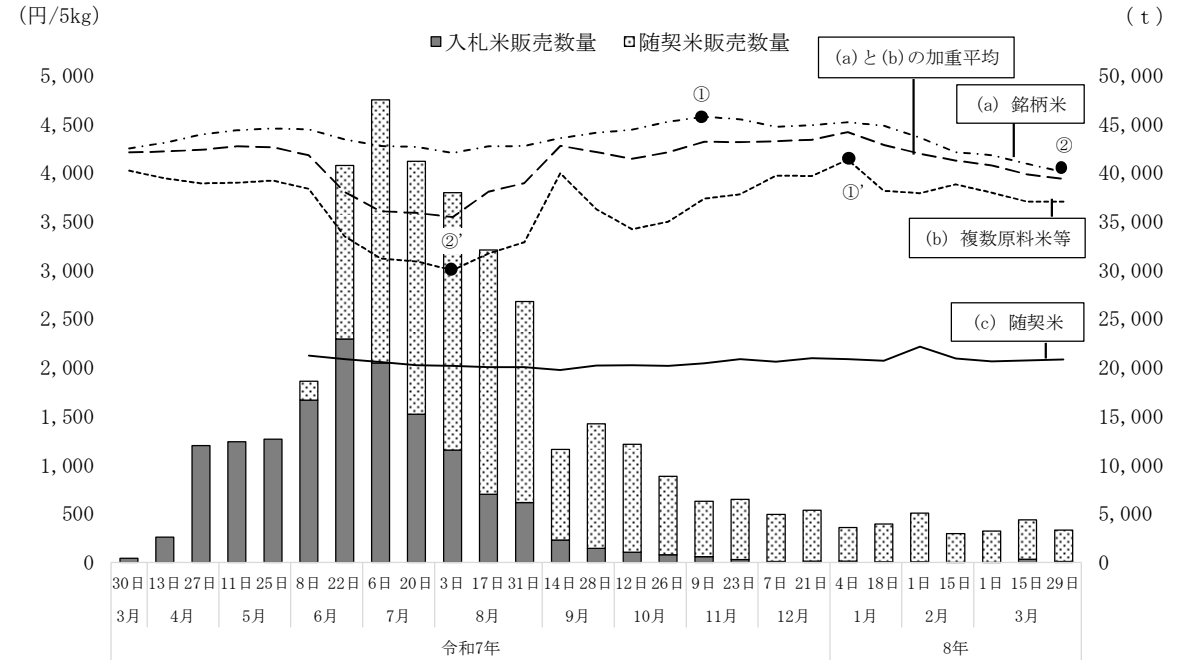
備蓄米の販売数量については、7年7月上旬に最も多く、4.7万ｔとなっていた。

また、銘柄米の小売価格については、7年11月の4,500円/5kg台（図表30①）が最高額となっており、8年3月下旬の4,000円/5kg台（同②）が最低額となっていた。さらに、複数原料米等の小売価格については、8年1月上旬の4,100円/5kg台（同①’）が最高額となっており、7年8月上旬の2,900円/5kg台（同②’）が最低額となっていた。

銘柄米、複数原料米等の主食用米の小売価格がこのような推移となっている一方、随契米の小売価格については、随契米が小売業者から消費者に販売され始めた7年6月から8年3月までの間、2,000円/5kg程度で推移していた。

このように、主食用米の小売価格の水準には幅があるものの、随契米は、相対的に低価格で消費者に販売されていた。

図表30　備蓄米の販売数量並びに主食用米及び随契米の小売価格の推移



注（1）　本図表の銘柄米(a)、複数原料米等(b)及びこれらを加重平均した場合（(a)+(b)の加重平均）の小売価格の推移は、農林水産省が公表している主食用米のデータを基に本院で作成した。また、随契米(c)の小売価格の推移は、随契米の販売実績報告を基にして、本院において税込価格を算出している。

注（2）　農林水産省は、入札米の販売実績報告において、集荷業者から小売業者までの販売実績については報告を求めているものの、小売業者から消費者への販売実績については報告を求めていないため、本院において入札米の小売価格は確認できていない。

注（3）　入札米は、卸売業者から小売業者に対して販売された時点でそのほとんどが玄米から精米に加工されており、消費者が小売業者から実際に購入するまでに時間を要さないものと考えられることから、本図表では、入札米の小売業者に対する販売数量と、随契米の消費者に対する販売数量とを同時点のものとみなして集計している。

注（4）　入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告は、14日ごとに農林水産省へ報告することとなっており、横軸の日付は、14日ごとの報告期間の末日を記載している。また、報告期間が14日ごとであることから、本図表においては、令和7年度の最後の報告期間の末日である8年3月29日までの販売数量等を集計して記載している。

(ｲ) 備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係

農林水産省は、図表30に示す複数原料米等の小売価格のデータには、入札米及び随契米の小売価格分が含まれるとしている。これを踏まえると、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係を確認するに当たっては、入札米及び随契米による影響を複数原料米等の小売価格から取り除く必要がある。しかし、同省は、入札米については、流通の過程で他の原料米と混ぜ合わされて販売されている可能性があり、入札米の販売実績報告からも小売価格が把握できないことから、複数原料米等の小売価格のデータからは入札米の小売価格分を区分することはできないとしている。

このため、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係を確認するに当たり、まず、複数原料米等の小売価格から随契米の影響を取り除いた小売価格を、随契米の販売実績報告に基づくなどして推計により算出（以下、推計により算出した小売価格を「複数原料米等の推計小売価格」という。）し、備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格及び複数原料米等の推計小売価格との関係を重回帰分析(注8)により確認した（備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格及び複数原料米等の推計小売価格との関係に係る分析方法については別図表2参照）。なお、上記のとおり、データの制約上、複数原料米

等の推計小売価格に含まれている入札米の影響は取り除くことができていないほか、主食用米の小売価格の変動要素として考えられる小売業者の販売戦略、消費者の購買動機等による影響についても十分に考慮できていない。

分析の結果、備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格については、統計的に有意な関係が確認されなかった。一方、備蓄米の販売数量と複数原料米等の推計小売価格については、備蓄米の販売数量に係る回帰係数(注9)は-0.026（有意水準は1%未満）となり、統計的に有意な負の関係が確認された。すなわち、備蓄米の販売数量が多いと、複数原料米等の推計小売価格が低くなる傾向が見受けられた。

これは、統計的に、備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格との間には関係が確認されなかった一方、備蓄米の販売数量と複数原料米等の推計小売価格との間には、随契米による影響を取り除いてもなお負の関係が確認されたことを表す。ただし、当該分析の結果は、一定の仮定の下で観察された関係を示すものであり、備蓄米の販売数量の増加に伴い複数原料米等の推計小売価格が一律に比例して低下し続けることを表すものではない。

（注8）　重回帰分析　　要因となる変数（以下「説明変数」という。）を二つ以上用いて、結果となる変数（以下「被説明変数」という。）をどの程度説明できるかを分析する統計手法

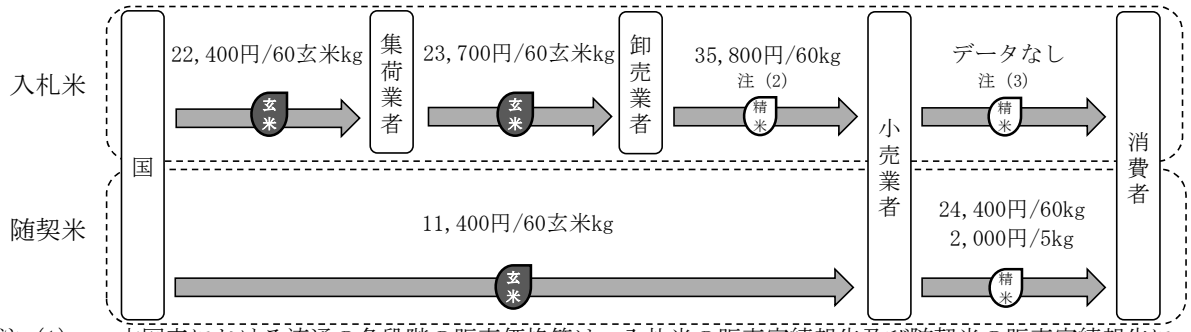
（注9）　回帰係数　　説明変数が1単位多い観測値になると、被説明変数がどれだけ高い又は低いかを表す係数

イ　流通の各段階における備蓄米の販売価格等の状況

1(3)イのとおり、入札米と随契米は、流通の仕組みに違いがあることから、入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告に基づき、流通の各段階における販売価格等の状況についてみたところ、図表31のとおり、入札米は、国から集荷業者へは22,400円/60玄米kg、集荷業者から卸売業者へは23,700円/60玄米kg（直前段階の販売価格との差額1,200円/60玄米kg）、卸売業者から小売業者へは35,800円/60kg（同12,100円/60kg）となっていた。また、随契米は、国から小売業者へは11,400円/60玄米kg、小売業者から消費者へは24,400円/60kg（同12,900円/60kg）となっていた。

なお、これらの販売価格等には、流通の各段階で経費及び利益が加えられており、また、農林水産省は、これらの販売価格等のうち、随契米の小売価格には、入札米であれば卸売業者等が実施する玄米を精米にする作業、包装作業等に係る経費が含まれるとしている。

図表31　流通の各段階における入札米及び随契米の販売価格等の状況



注（1）　本図表における流通の各段階の販売価格等は、入札米の販売実績報告及び随契米の販売実績報告に基づき、14日ごとに集計されている流通の各段階における販売価格等を加重平均した上で税込価格とし、百円単位未満を切り捨てている。そのため、流通の各段階の販売価格等を差引きしても、本文に記載されている差額とは合致しない場合がある。

注（2）　卸売業者から小売業者に販売された入札米については、流通の過程で他の原料米と混ぜ合わされて販売されている可能性があるものの、農林水産省によれば、原則、混ぜ合わされている比率に応じて算定した入札米の販売価格を報告することになっている。

注（3）　農林水産省は、入札米の販売実績報告において、集荷業者から小売業者までの販売実績については報告を求めているものの、小売業者から消費者への販売実績については報告を求めていない。そのため、小売業者から消費者に販売された入札米の小売価格については、「データなし」としている。

4　本院の所見

今般の備蓄米の売渡しは、市場における米の不足感等を契機として主食用米の小売価格が高騰する中、主食用米の供給に対する国民の不安が高まっている状況を踏まえて、主食用米の需給及び価格の安定を図るために実施されたものであり、その実施に当たっては、備蓄米を迅速かつ安定的に供給することが求められた。

本院が検査したところ、一般競争入札による売渡しについては、主食用米の流通の円滑化を図ることで結果として価格の安定を図ることを目的として、集荷業者に対して7年3月から実施され、集荷業者への売渡し（累計売渡数量31.2万玄米ｔ）は、農林水産省が設定した各売渡期限（第1回入札は7年4月30日、第2回入札は5月31日、第3回入札は6月30日）までに集荷業者延べ17者（純計10者）に対する売渡しが全て完了していた。小売業者等への販売実績（累計販売数量27.3万ｔ）は、5月上旬時点では4.1万ｔとなっていたが、同省が小売業者等への販売が完了すると想定していた8月末時点までには約9割の25.1万ｔが販売されていた。

一方、随意契約による売渡しについては、5月上旬時点で、依然として市場における米の不足感があるなど国民の不安が解消されていない状況を踏まえて、備蓄米を安価で安定的に消費者へ供給することを目的として、これを迅速に実施するために、小売業者等延べ897者（純計741者）に対して5月から実施され、入札米と比較して、短い期間で販売が開始されていたものの、複合的な要因により、売渡しが当初の想定より長期化していた。その結果として、同省が設定した小売業者等への売渡期限である8月20日までに売渡しが完了した数量は18.4万玄米ｔ（累計売渡数量27.9万玄米ｔに占める割合は66.0%）にとどまっていたほか、全量の売渡しが完了したのは8年3月31日となっていた。

同省による今般の備蓄米の売渡しに関する指示については、今般の備蓄米の売渡しにおいては売渡しの進捗等に応じた指示の見直しなどが困難であった点を踏まえ、今後、米の供給が不足するなどの事態が生じ、これに伴い売渡しを実施する場合は、売渡しを迅速に実施するために、売渡しの開始時及び開始後の指示の在り方について、実務上の制約も踏まえつつ、検討する必要があると思料される。

また、随契米の小売価格については、主食用米の小売価格の水準には幅があるものの、相対的に低価格で消費者に販売されていたことが確認された。さらに、備蓄米の販売数量と主

食用米の小売価格との関係に係る分析において、銘柄米の小売価格については、備蓄米の販売数量との間に統計的に有意な関係が確認されなかった一方、複数原料米等の推計小売価格については、備蓄米の販売数量との間に統計的に有意な負の関係が確認された。

今後も、米の供給が不足するなどの事態が発生する際は、今般の備蓄米の売渡しと同様に、国民の不安を解消するためにも、備蓄米を迅速かつ安定的に供給することが求められる。同省は、備蓄水準を回復させるために、米の需給状況等を見定めた上で、8年産米を対象とした備蓄米の買入れを8年4月から、7年産米を対象とした一般競争入札による売渡しに係る買戻しを8年9月からそれぞれ実施している。また、同省は、今般の米価高騰の要因や対応の検証を踏まえて、備蓄米制度を補完するものとして、民間事業者に対して、基準量以上の米穀の保有を義務付けるなどする民間備蓄制度を創設するなど、食糧法の改正に向けた検討を進めてきたところ、この改正法が同年7月8日に成立した。その後、同省は、改正後の食糧法に基づく取組の実施に向けた準備を進めており、食料の安定供給において備蓄米制度を引き続き重要な施策として位置付けて、安定的な制度運営に努めている。

ついては、同省において、米の供給が不足するなどの事態が今後発生する場合に備えて、本院の検査で明らかになった備蓄米の売渡しに係る実施状況、売渡しの迅速性を確保するための指示、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係等に留意して、備蓄米制度をより一層効率的かつ効果的に運営することにより、米穀の需給及び価格の安定を図り、もって国民の食生活の安定に資するよう努めることが肝要である。

本院としては、備蓄米制度の運営について、引き続き注視していくこととする。

別図表1　入札米の小売業者等への販売実績、随契米の小売業者等への売渡実績及び随契米の消費者への販売実績

売渡手続開始からの経過日数（日）	①入札米（受託事業体から小売業者等まで）※図表18、図表19、図表24 精米				②随契米（受託事業体から小売業者等まで）※図表21 玄米				③随契米（受託事業体から消費者まで）※図表24 精米			
	報告期間の末日			累計販売数量（t）	報告期間の末日			累計売渡数量（玄米t）	報告期間の末日			累計販売数量（t）
	年	月	日		年	月	日		年	月	日	
14	令和7	3	16	0	7	6	8	16,130	7	6	8	1,945
28			30	461			22	48,135			22	19,742
42		4	13	4,192		7	6	82,533		7	6	46,752
56			27	22,378			20	115,504			20	72,902
70		5	11	41,975		8	3	145,693		8	3	99,858
84			25	63,848			17	175,884			17	126,858
98		6	8	92,889			31	190,089			31	149,933
112			22	131,504		9	14	201,082		9	14	159,972
126		7	6	166,589			28	215,572			28	173,511
140			20	196,562		10	12	223,466		10	12	185,432
154		8	3	221,194			26	232,273			26	193,847
168			17	236,864		11	9	236,733		11	9	199,885
182			31	251,380			23	242,654			23	206,617
196		9	14	257,034		12	7	248,562		12	7	211,844
210			28	260,810			21	253,566			21	217,309
224		10	12	263,052	8	1	4	256,658	8	1	4	220,946
238			26	266,011			18	261,435			18	224,925
252		11	9	267,970		2	1	265,779		2	1	230,004
266			23	268,876			15	269,530			15	233,051
280		12	7	269,368		3	1	274,730		3	1	236,171
294			21	269,791			15	277,383			15	240,268
308	8	1	4	270,177			29	279,507			29	243,551
322			18	272,288								
336		2	1	272,558								
350			15	272,655								
364		3	1	272,738								
378			15	273,428								
392			29	273,546								

注（1）　本図表は、農林水産省が公表している「政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等報告結果」及び「随意契約による政府備蓄米の売渡しの販売数量等報告結果」を基に本院で作成した。

注（2）　入札米の売渡手続開始日は、第1回入札に係る入札公告日である3月3日を指しており、随契米の売渡手続開始日は、第1回申込受付開始日である5月26日を指している。

注（3）　入札米の「売渡手続開始からの経過日数（日）」欄の日数には、入札公告期間である7日間が含まれている。

別図表2　備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格及び複数原料米等の推計小売価格との関係に係る分析方法

＜複数原料米等の推計小売価格の算出方法＞

$$\frac{\text{（複数原料米等の小売価格}\times\text{複数原料米等の販売数量）}-\text{（2,000円/5kg}\times\text{随契米の販売数量）}}{\text{（複数原料米等の販売数量 − 随契米の販売数量）}}$$

＜重回帰式＞

$$P_t=\alpha+\beta_1(S_t)+\beta_2(D_t)+\beta_3(Q_t)+\beta_4(S_t\times D_t)+\varepsilon_t$$

変数又は係数	説明
P_t	ある時点（$_t$）の銘柄米の小売価格又は複数原料米等の推計小売価格
α	定数項。他の説明変数（S_t等）を0とした場合の基準的な小売価格の水準
β	各説明変数に対応する回帰係数であり、他の説明変数を一定とした場合に、ある説明変数が1単位多い観測値になると被説明変数が高い又は低いかを表す。
S_t	ある時点（$_t$）における備蓄米の販売数量を表す説明変数（回帰係数β_1は0.000（標準誤差は0.002））
D_t	ある時点（$_t$）における主食用米の区分（銘柄米の場合に0、複数原料米等の場合に1）を表す説明変数（回帰係数β_2は-333.558（標準誤差は32.343））
Q_t	ある時点（$_t$）における主食用米の販売数量を表す説明変数（回帰係数β_3は-0.006（標準誤差は0.001））
$S_t\times D_t$	ある時点（$_t$）における備蓄米の販売数量（S_t）と主食用米の区分（D_t）とを掛け合わせた交差項（$S_t\times D_t$）を表す説明変数。本分析においては、銘柄米の小売価格と複数原料米等の推計小売価格とで、備蓄米の販売数量との関係が異なるかどうかをみるために設定している（回帰係数β_4は-0.026（標準誤差は0.003））。
ε_t	誤差項。銘柄米の小売価格又は複数原料米等の推計小売価格の変動のうち、本分析で設定した説明変数では説明されない変動を表す。

注（1）　図表における「複数原料米等の小売価格」等の価格に係る単位は「円/5kg」、「複数原料米等の販売数量」等の量に係る単位は「ｔ（トン）」である。

注（2）　図表における「ある時点（$_t$）」とは、1週間単位のことである。主食用米のデータ（農林水産省が公表している「スーパーでの販売数量・価格の推移（ＫＳＰ-ＰＯＳデータ全国、週次）」参照）の集計単位が1週間であることから、14日ごとに集計される入札米及び随契米の販売数量（同省が公表している「政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等報告結果」及び「随意契約による政府備蓄米の売渡しの販売数量等報告結果」参照）を1週間当たりの販売数量に換算し、主食用米のデータの集計単位と対応させている。

注（3）　「主食用米の販売数量」については、農林水産省が公表している「検証のために行った追加調査等の結果」（令和7年7月30日）を基に、1年間の販売数量を586万玄米ｔ（令和6年産）として1週間当たりの販売数量を算出した上で、主食用米のデータにおける各週の銘柄米及び複数原料米等の構成比率を用いて、銘柄米及び複数原料米等の販売数量を推計している。

注（4）　図表における「標準誤差」とは、統計分析で得られた回帰係数のばらつきの大きさを示す指標であり、標準誤差が小さいほど回帰係数の信頼性は高い。また、この標準誤差を算出するに当たっては、統計的な信頼性を過大評価しないよう、1週間単位でデータをグループ化することによる補正であるクラスター・ロバスト補正を行っている。